

令和2年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年3月18日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和2年3月18日（水） 午前 9時02分
閉 会 日 時	令和2年3月18日（水） 午後 4時42分
委 員 長	金澤孝太郎
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 潮田 幸子 加藤 英樹
委員会欠席委員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	な し
傍 聴 者	8人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
議案第7号	鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第19号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
議案第24号	令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
議請第2号	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出についての請願	不採択

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 根岸 孝行
市長政策室副室長 齊藤 隆志
市長政策室副室長 佐々木紀演
秘書課長 小林 勝
総合政策課長 武田 昌行

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 清水 洋
総務部参事兼総務課長 木村 勝美
総務課副参事 國島 清文
総務部参事兼職員課長 藤崎 秀也
契約検査課長 関根 正
情報システム課長 野口 高志
総務部参事兼
やさしさ支援課長 田島 盛明
やさしさ支援課副参事 小川 裕子

(財務部)

財務部長 高木 啓一
財務部副部長 岩間 則夫
財政課長 鈴木 誠司
資産管理課長 五十嵐 剛
財務部参事兼税務課長 染谷 秀幸
税務課副参事 野口 豊和
収税対策課長 矢澤 欣子

吹上支所長 瀬山 慎二
川里支所長 関根 和俊
会計管理者 田口 義久
会計課長 高子 英江
監査委員事務局長 山縣 一公
学校支援課副参事 池田 耕司

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と坂本晃委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行ってまいります。

本委員会に付託された案件は、議案第7号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、それと議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、最後に議請第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出についての請願の議案5件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。よろしいですね。

(異議なし)

(委員長) それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

初めに、議案第7号から議案第9号及び議案第19号について議案番号順に審査を行ってまいります。

次に、議案第24号の一般会計予算について、歳入歳出を一括して審査を行います。審査は全て執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただいて、議案第19号及び第24号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いをしたいと思います。予算書のページ数と事業名を先にお話ししていただくということです。

なお、議請第2号については、午後再開後、速やかに議題としたいと思います。紹介議員から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後、お昼の休憩時に審査途中となった議案の審査の再

開をしたいと思います。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、初めに議案第7号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) おはようございます。それでは、議案第7号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、議会の議員やその他非常勤の職員の公務上の災害や通勤途上の災害が発生した場合に、条例に基づき各種補償を行うことを規定した条例となっております。本条例の一部改正は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、本年4月より新たな非常勤職員として会計年度任用職員制度が導入されることから、本条例第5条第3号に日額報酬の非常勤職員の補償基礎額、第4号に日額以外の報酬についての補償基礎額、第5号に給料が支給される非常勤職員の補償基礎額の算定について、国の通知に沿いまして規定する内容となっております。

ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 会計年度任用職員の採用による制度の改正で、第5条の(4)ですけれども、日額以外の方法によって定められている職員または報酬のない職員というところでは、全体としてどのくらいいるのかということと、それから均等を考慮して実施機関が市長と協議して定めるということと、具体的にはどのような手順で決まってくるのかをちょっとお尋ねをします。

(総務部参事兼職員課長) お答えいたします。

まず、日額以外の方法に定められている職員ということで、具体的には年額、それから月額といった職員が該当いたします。会計年度任用職員につきましては、年額、日額というところは規定がございません。時間額に定められておりますので、非常勤特別職になります。現在非常勤特別職の報酬条例別表で定められている43区分のうち、年額については6職種、それから月額については12職種となっております。

続きまして、どのような手順でということですが、こちらにつきましては公正を欠くと認められる場合については、実施機関が市長と協議をして別に定めるという内容になっておりますので、報酬が日額で定められている職員で、その者についての定められた報酬の額、その報酬の額が報酬基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議をして別に定めるということになっております。具体的には公正を欠くという場合として考えられますのが、総務省令で定められました日額3,960円を下回る日額になっている場合については、その額をもって日額とするというふうな形で、こちらについては決裁をもって決定をする予定としております。

以上でございます。

(竹田) 今最低賃金が定められていて、例えば公務災害だったりすると、給与の6割を補償されたりとかいろいろしてきますよね。そういう点からいうと、さっきの3,960円というのはいわゆる最低賃金との関係とか、それから働いている時間との関係でその6割を補償するというところから出てくる数字との関係ではどうなのでしょう。

(総務部参事兼職員課長) こちらの今委員さんおっしゃっていただいたとおり、休業補償という形ですので、あくまで休業の補償で最低賃金とは限らないというところ、それから非常勤特別職等については、勤務時間が定められていないというところがございますので、こちらにつきましては総務省令で定められました地方公務員災害補償法の同施行規則第3条第7項、平均給与額の特例において総務大臣の定める額とするという規定になっております。そちらを準用するような形になります。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第7号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に議案第8号 鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) それでは、議案第8号 鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員の採用や給与等について定めている条例となっております。本条例の一部改正が任期付職員のうちの特定期業務等従事任期付職員の給与については、これまで同条例第8条の規定により職務の級ごとに一つの額が設定されている、いわゆる単一給料表としておりましたが、本年4月から導入される会計年度任用職員と同様に一般職給料表による給料格付を行うことにより、任期の定めがある一般職、非常勤職員の給

与等の格付の整合性を図る内容となっております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 議案第8号でございますけれども、昨年12月議会でも第7条の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が改正されたと思えます。今回改めて条例の8条の改正となったのはなぜなのか、12月議会ではできなかったというのは何なのか、ちょっと確認をしたいと思えます。

(総務部参事兼職員課長) 本議案につきましては、12月議会時点で職員団体と折衝途中であったことから、その後職員団体と折衝を行いまして一定の理解が得られたことから、本議会でのご提案をさせていただいたものとなっております。

(潮田) 今回の改定で、現在の特定業務従事任期付職員の給料の増減に影響はあるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 現在の単一給料表から一般職給料表への格付に当たりましては、一般職給料表の切替時の考え方に基づきまして、直近上位を基本的な考え方として格付を行うことを検討しております。以上でございます。

(潮田) そうすると、すぐに増減があるわけではないという意味でよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 大変失礼しました。4月1日付で新しい給料表に格付を行いますので、直近上位を基本として若干上がる、あるいは同額の場合には同額なのですけれども、そういう形での格付を行っていく予定でございます。

(潮田) 特定業務というのを決めるのが、ここには任命権者とあるのですけれども、どういったものが特定業務であるということは誰が決めるのでしょうかというか。ここの取りあえず対象が放課後児童クラブの支援員と介護認定調査員、障害支援区分認定調査員ということでありませけれども、この3種類のほかに特定業務等従事任期付職員というのはい

ないということ、鴻巣市において特定業務等従事任期付職員、要は特定業務というのがどういう基準でなっているのか教えていただきたいのですけれども。

（総務部参事兼職員課長）特定業務任期付職員の種類等について誰がお決めになるのかということ、それがどこに明記されているのかということの質問だと考えますが、まず任期付職員の採用につきましては、一般職の常勤職員の採用と同様、年度ごとにその職が必要な職であるかということを経査し、必要と判断される場合に任期付条例の第8条第2項各号の定める職務を検討して任命権者が決定することということは同項に規定がしてございます。具体的に今のお問合せで放課後児童クラブの支援員さん、それから介護認定調査員さん、障害区分の調査員さん、これ以外に鴻巣市には現在はおりません。他市町村等においては、例えば危機管理監であったり、少年自然の家の館長さんであったり、こういった例はございますが、現在のところ鴻巣市ではその3つが定められているという形でございます。これらの給料や勤務条件等につきましては、募集要項に明記をさせていただいて、公募でご応募いただいた方について試験を行って採用を定めているという形になっております。

（潮田）今、先ほど放課後児童クラブ支援員というお話がありました。今鴻巣市はほぼ公設民営になってきているかと思えます。ここで言っているのは公設公営の職員のほうになるかと思うのですけれども、公設公営から公設民営になる流れの中で、公設公営のお給料がすごく高いかどうか分からないのですけれども、これによると比較的ちゃんと保証されているのかなというふうに思うのですが、公設民営になった場合の放課後児童クラブの支援員の指定管理料の中でそういったお給料が確保できるような指定管理料になっているのか、ちょっとそこら辺がよく分からないのですけれども、ここで言っている特定業務だとお給料は非常によいのではないかと思うのですけれども、そういうわけでもないのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）現在の給料を時間単価で計算をして、また直近上位等に張りつけた形で計算をいたしますと、1級の改正後で現在予

定しておりますのが時間単価で1,154円、2級が1,490円、3級が1,794円という形での時間単価になると計算がなされております。

以上でございます。

(潮田) 今回この改正により影響を受ける職員は何人くらいいるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 来年4月の任用予定で8名となっております。

(竹田) 潮田委員も質問されたいわゆる特定業務というところの概念で、放課後児童クラブ支援員さんの資格を有する基準として、例えば保育士の資格を持っているとか、支援員さんでも子育てをした経験があつて、かつ研修を受けるとか、教員の資格があるということなども放課後児童クラブ支援員さんとして認めて採用していますよね。だから、そう考えたときに、例えば保育士の資格を有するという点では、保育所の保育士というのは特定業務には入れないのですか。例えば採用する場合でも上級、中級と、国家公務員の場合、上級とかいろいろありますけれども、地方公務員の関係と、あと資格を有する保育士という点では、放課後児童クラブ支援員さんも同じような資格を持ってやっているわけだから、保育所のいわゆる今度会計年度任用職員として採用される人も上級としてみなさない理由というのは何かあるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 保育所の保育士等について、任期付職員での採用ができないかどうかということのお問合せでよろしいでしょうか。

(特定業務の中に入れていないという理由というのは何か。資格との関係で。ちょっと休憩していただいでの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時23分)



(開議 午前9時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部参事兼職員課長) 保育所での特定業務等任期付職員の任用を今現在していない理由というのが、保育所においては常勤職員の指導ある

いは常勤職員と併せて会計年度任用職員で業務を行っておりますので、放課後児童クラブにつきましては正規の常勤職員というのがその場所におりませんので、会計年度任用職員を束ねると申しますか、の中心となる役として任期付職員という形で1人置いております。保育所につきましては、常勤職員が必ずいる中で会計年度任用職員を任用しておりますので、その点で任期付職員についてを保育所では現在は任用していないというような状況になっております。

(竹田) ということは、同じ資格を持っていたとしても、子どもに対する責任は基本的には同じなのだけれども、いわゆる管理する側の管理というか、職員をまとめていく、さっきは束ねるとおっしゃいましたけれども、そういう部分での職の重さというところが出てくると思うのですけれども、そういう点からいうと、例えば特定業務の中で各放課後児童クラブで今まとめ役をやっているのは任期付職員ですよ。会計年度ではなくて任期付職員が会計年度任用職員を今度束ねていくわけでしょう、職の重さからいうと。だけれども、そういう点を考えたときに、なぜ特定業務との関係でいうと、任期付職員の方が会計年度任用職員の特別職の人を束ねるわけだから、ちょっと職の重みから言ったら違うのではないかなというふうに今の論法でいうとどうなのかというふうにちょっと思うものですから、併せてお聞きしておきます。

(総務部参事兼職員課長) 委員おっしゃるとおり、各放課後児童クラブについては、常勤職員を勤務時間との関係も含めまして配置をしておりますので、任期付職員さんがそちらの業務の中心的存在としてご活躍をいただいているところでございます。そういった中で、各放課後児童クラブの任期付職員さんについては1名配置をさせていただいております。ボーナスですとかも含めて若干年収で合わせますと、任期付職員さんのほうが当然のことながら額はいいような形で、上位になるような形での設定をいたしているところでございます。

(竹田) 続いて、会計年度任用職員に対してもいわゆる人事評価というのは行われてくるのですよね。人事評価というのは、会計年度任用職員の採用との、あと給与との関係ではどんなふうに査定されてくるのか、

職員の皆さんも人事評価というところでやっていますけれども、会計年度任用職員の人事評価についてはどのような形になるのかお伺いします。

（総務部参事兼職員課長）地方公務員法に基づきまして任期付職員、会計年度任用職員にも人事評価を実施するという形になっております。こちらについては、現在会計年度任用職員さん、それから任期付職員さんについては1年度の任期で有期の任用になっておりますので、翌年度の任用に当たっての基礎とすると。いわゆる翌年度に継続をさせていただくかどうかというところの基礎としての運用を考えております。当然のことながら、標準的な業務が実施されている場合には、その1年間の勤務実態と申しますか、勤務の状況をそれで所属長等が判断をいたしまして、翌年度の採用の材料にさせていただくという形での活用を考えております。

（竹田）例えば職員だったら自己評価もあるではないですか。自己評価もあつたりとかして所属長の評価もあつて、それが総合的に加味されていくと思うのですけれども、そういう点からいうと、今のご説明だと所属長のみの評価というだけなのか、自己評価というのがないのか。あと所属長という場合、どこを、誰をもって所属長とするのかお尋ねをしておきます。

（総務部参事兼職員課長）すみません、説明が足りなくて申し訳ありません。当初の期首面談であつたり、それから期末面談であつたりということは常勤職員と同様予定をしております。自己評価等についても期首面談等、期末面談等で行っていただきまして、実施をするということが1点。

それから、所属長は誰を指すのかということですが、基本的には課長でございますが、保育所等については課長の権限についてを保育所長等が現場にいつもおりますので、保育所長等が課長の業務を代行して、最終的にただ決定するのは課長という形になっております。

以上でございます。

（竹田）あといわゆる任期付職員でも短期間勤務職員の給与ということ

で第9条に述べられています。その中で、例えば給料、勤務時間も同じように直近上位でやっていくのかということと、あと期末手当との関係では20時間未満は出さないというふうに規制されていると思うのですけれども、そこら辺はもう再考の余地がないのかどうかだけ確認をしておきます。

(総務部参事兼職員課長) まず、短時間職員が給与がどのように変わるかということですが、まず切り替えたときにその金額を時間数で割っていきますので、短時間でもフルタイムでも時間単価というのは同じになります。それから、期末手当等についてですが、任期付職員については時間数というものが、何時間以上勤務しなければいけないということが定められておりません。現段階で勤務していただいている方についても30時間ですとかということを基本にしておりますので、全ての職員について勤務時間に応じたボーナスが年間2.35か月支給されるという形になっております。

(竹田) 私の頭が今ちょっとついていかなかったので申し訳ない。もう一度時間給に換算してスライドさせていくということだったのですよね。それは前段分かったのですけれども、そのことについてもう一度ちょっとご説明頂けますか。

(総務部参事兼職員課長) ボーナスについて、20時間以上について支給をするというのは会計年度任用職員に適用される内容でございまして、今回議案で出させていただいているのは任期付職員ということで職種が変わっております。任期付職員につきましては、時間等についての定めがございません。かつ8人の予定している任期付職員については30時間程度という形になりますので、通常の間給を時間で割りまして、その割ったものに対して年間2.35か月、賞与が支給されるというふうになっております。

(竹田) いわゆる先ほどの会計年度任用職員の中でのものと、それから任期付職員のもの、会計年度任用職員の中での勤務時間の中で20時間以上の方は一定程度ボーナスが保障されるというふうに私は受け止めているのですが、20時間未満の方のボーナスについてはどうなのかというこ

とをちょっと確認したいというふうに思います。

(総務部参事兼職員課長) 会計年度任用職員のボーナスというものにつきましては、まず賞与というものは原則として常勤職員に支給することがまず原則となっていると。常勤職員に近い勤務形態ということでどこで判断をするか。何時間以上を常勤職員に近いということで判断をするかということで、12月議会の委員会でご説明をさせていただいたところですが、そちらについては社会保障制度の下限であります20時間、こちらを一定のラインとして設定をさせていただきまして、20時間を超える職員については常勤職員に近い勤務形態とみなして賞与を支給していこうという形で、現在のところは鴻巣市では考えているところでございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第8号 鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 3 5 分)



(開議 午前 9 時 3 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 9 号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) 続きまして、議案第 9 号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、令和 2 年 4 月より導入されます会計年度任用職員の給料等を規定した条例となっております。本条例の改正は、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会が実施しております国際的な人的交流事業である語学指導等を行う外国青年招致事業、通称 J E T プログラムを活用した外国語指導助手、通称 A L T を本市の会計年度任用職員として任用するため、当該職員について全国統一的な基準により報酬等を支給する必要があることから、報酬等の特例を定めるために改正を行う内容となっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) それでは、議案第 9 号を何点か質問させていただきます。

A L T のところが土俵に乗っているわけですがけれども、この A L T というのは直接の所管ではないと思うのですけれども、議案審議の参考としてちょっと確認したいと思います。まず初めに、本市では何人の A L T がいて、またその任用形態というのがどういうものを聞きたいと思います。

(学校支援課副参事) 本市の A L T につきましては、令和元年度は一般任期付職員が 1 名、派遣が 16 名の計 17 人で、令和 2 年度より一般任期付職員 1 名、派遣 17 名、J E T の A L T を 1 名の計 19 名を予定しております。

以上です。

（加藤）今 J E T、A L T の話ですけれども、活用数ということで、もし分かればなのですけれども、全国、県内の状況が分かるようであれば、ちょっと参考までに教えていただきたいと思います。

（学校支援課副参事）活用数ですが、全国で1,005の自治体が任用しております。30か国の A L T がおりまして、計5,234名が令和元年度現在活用されております。埼玉県では6つの自治体、川越市6名、東秩父村1名、神川町1名、蓮田市6名、幸手市4名、杉戸町3名ということになっております。

以上です。

（加藤）提案の説明の中で、全国統一的な基準との説明があったかと思えます。この統一的な基準というものは、これについての主な内容を確認させてください。

（学校支援課副参事）J E T プログラムの任用では、外国語教育等を通じた国際交流の促進等を目的とした施策のもと、一括して募集していることを踏まえて、全国統一的な取扱いをすることが求められております。関係機関等では、J E T プログラム参加者の任用に当たっての案を作成しまして、活用団体に対し、募集等の取扱いを例示しております。

給与なのですけれども、報酬は1年目が月額28万円、年額336万、2年目が30万円、年額360万、3年目が32万6,000円、年額390万、4年目以降については33万円、年額396万円としていることで、そのほかについては費用弁償を規定しております。このことからパートタイム会計年度任用職員として任用される職員であっても、その報酬等は特例的に扱う必要があると判断しまして、本市の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条の特例について改正を行い、全国統一的な基準に基づく給与を支給することを可能とするものです。

以上です。

（加藤）ご説明いただきましたが、ということは J E T、A L T を任用する自治体はまさに全国統一の内容で任用すると、再確認なのですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(学校支援課副参事) そのように理解しております。

(加藤) それでは、最後の質問させていただきます。

自治体国際化協会、これは本市からも職員が派遣されているものかと思いますが、この自治体国際化協会により運営されているJETプログラム、これについては国などからの財政措置はあるのでしょうか、確認したいと思います。

(財政課長) 財政措置ですけれども、普通交付税の基準財政需要額に算入される予定になっております。

以上です。

(潮田) 今加藤委員のほうから幾つか質問がありましたので、私のほうからそれほど多くないのですが、先ほどの答弁の中でJETから示された統一的な基準というのがある、それがほかの職員とのお給料の大差があるのではないということだと思っておりますけれども、これはどのぐらいの範囲までを許容範囲とするものなのでしょうか、こういった基準というのは。

(総務部参事兼職員課長) 今回特例のところ、時間額換算で4,500円というのがもともとの条例のところ、12月に議決をいただいた中にあるかと思うのですが、特例の範囲内というのは、その時間額換算で4,500円の範囲内かなというのが原則だと考えております。今回のJET、ALTの場合、月額28万円となりますので、時間額に換算しますと1,720円という形ですので、特例の範囲というふうに判断をいたしております。

以上でございます。

(潮田) すみません、私の条例の読み方がよく分かっていないのかもしれないのですが、議案書のところの本文の下から2行目、当該基準に基づき、規則で定めるとある当該というのは、すみません、どこを指すのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) こちら冒頭でございます統一的な基準というのが当該基準を指すという形になります。

(潮田) 分かりました。

先ほどほかの自治体でも川越とか東秩父とか神川、幸手とかやっている

ということでありました。JETプログラムは今後鴻巣市の中では増やしていくという考えでしょうか。先ほどの財政措置もありますけれども、そういった関係で今後増やしていくという考えなのか、お一人というのはそのまま今回の条例改正に関わる方は1人だけということが続行されるのか確認をしたいと思います。

(学校支援課副参事) 今後は財政面から地方交付税措置がされるということで、増やしていくことには利点があると考えておりますが、手続ですとか様々な担当課としての管理等もございますので、段階的に導入をしてみたいと思っております。

以上です。

(潮田) そうしますと、こっちの政策総務というよりは特化した形になってしまったの質問で申し訳ないのですけれども、これって今鴻巣市で派遣をしているところと金額でいうと、本人たちがもらう給料と全然違ってくるかなというふうに思うのですけれども、そこら辺、要は派遣を出しているところは派遣会社はかなりお金が行っていますので、同じ内容のことをやっても、それを受け取る方のお給料としてはかなり違ってくるかと思うのですけれども、そこら辺の整合性というのは取れるのでしょうか。

(学校支援課副参事) 派遣会社のALTが毎月どのぐらい給料を支払っているかというところは把握していないのですけれども、契約の金額から単価が1人当たり今年度は344万8,500円というところで契約をしておりますので、そこまでしか把握はできていないのですけれども。

(潮田) 分かりました。実際にはこれかなり派遣、会社のほうで取っているかなというふうに思うので、鴻巣市でALTで働いた方が差別があったというようなふうにならなければいいなと思っただけの質問でございました。

今回の条例の3条6項でいう1級が定形型、または補助的な業務を行う職務、2級が専門的な知識、技術または経験を必要とする職務とあるのですけれども、その具体的な仕事内容というのはどういうことを指すのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 任用を行う段階で判断をするわけですが、現在1級については保育士であったり一般事務補助、保育士、放課後児童クラブの支援員さん、会計年度の。それから、2級については介護保険の訪問調査員さん、保健師さん、助産師さん、管理栄養士さん、こういった方々を1級、2級という形で会計年度のほうで、こちらは規則で定めることを現在予定しております。

以上でございます。

(竹田) 今潮田委員も質問をしていましたけれども、先ほどのALT、学校の中で英語を教えていただいたり、補助したりとかしていただいている方でも、一般職の方と派遣の方と今のJETからの会計年度任用職員として採用されるという点では、どういうふうに見るか分からないけれども、やっぱり子どもたちに接しながらいろいろやっていただいて、後で給料が違うということが分かるというか、先ほど派遣でも多くの方、17人くらい派遣会社から派遣していただいているのですけれども、実費は非常に私は少ないというふうに受け止めているのですけれども、やはりそういう点での機会均等法とか働き方の中では同一労働同一賃金というふうな方向に今なってきていますよね。そういう点での整合性というのはどのように図られていくのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

(総務部参事兼職員課長) お答えいたします。

まず、今回のJET、ALTの部分については、逆に全国统一ということですので、日本に派遣されているJET、ALTが同一な労働で同一な賃金がもらえるということをまず確保するために今回の改正が行われるということがまず第一になります。

それから、一般任期付職員、本市で1人おりますが、こちらについては現在お一人任用しておるわけですが、こちらの方の年間の支給の仕方が例えばJETについては地域手当が全国10%のところもあれば、本市のように6%のところもある。地方に行きますとほぼゼロ%というところで格差が出ないように全国统一という形になっておりますので、それとあわせて本市における現在の一般職、任期付職員とほぼ年額についてはJET、ALTは同額になるという計算になっております。

以上でございます。

（竹田）今回の任用に当たって、例えば住まいの確保とかそういう生活のための確保も求められてきているというふうに思うのです。その点はどのように、ちょっと仕組みとしてお答えいただきたいと思います。

（学校支援課副参事）JET、ALTに係る令和2年度の経費として報酬は先ほどお伝えしたとおりですが、そのほかにも社会保険料ですとか雇用保険料、労災保険料、またアパートの賃貸料、そのほか備品購入費、これは家電製品ですとか、あと通勤に使う自転車等も初年度に関しては負担ということで考えております。

（竹田）ということは、いわゆる居住に関わる部分で家電も、それから今通勤に使う自転車というのは、遠くに行く場合は自転車ではなく、多分車か何かは公用車として配置されるのか、そこら辺も含めて実際にJETの方が現地で働いていただく上で必要なものは採用する、市で確保するという考え方でいいのかどうか。その部分が例えば先ほど言った普通交付税で賄われるというところでもいいのかどうか、ちょっとその点も含めて確認したいと思います。

（学校支援課副参事）令和2年度に関しては、財政措置が5月をまたがないので、されないというふうに伺ってはいるのですがけれども、令和3年度以降は財政措置がされると、400万あたりの1人の経費が100万以下で済むという計算、計上されるということから考えて、確かに報酬以外の必要経費がかかるという試算ではあるのですがけれども、JET、ALTを採用するほうが派遣よりも安価で良質な人材が確保できると考えております。

（財政課長）全てにおいて、普通交付税の基準財政需要額になりますので、JET1人採用すると需要額で幾ら算入されるという形になりますので、かかった実際の経費が全てというわけではないと思うのですが、概算として学校支援課の副参事が言ったように居住に関するもの、報酬に関するもの、それら全てをもって需要額、ですから10万人の規模に対して幾ら実額算入というわけではないので、理論算入という形で、1人雇ったら幾ら算入されるという扱いになりますので、例えば安価で

収まれば若干得したという形のものもありますし、基準よりも増えてしまえば、ちょっと基準よりも少なくという可能性はありますけれども、おおよそかかった費用全てが算入されるというふうに考えていいと思っています。

（竹田）そういう点からいうと、今後の見通しについてだけ、最後お聞かせいただきたいと思うのですけれども、いわゆる派遣よりもJETから来る人のほうが安くて済むというお答えでした。そういう点からいうと、今後住まいを確保して、それを交付税でということは一定程度そこに、鴻巣市において働いていただくことが一番いいわけで、かつそれに関わる部分ではやったけれども、交付税算入されるということを考えれば、派遣の人を少なくして、JETの人たちを増やしていった安定的に、住まいがあるわけですから、アパートを多分借りるのだと思うのですけれども、そういうことを考えたときに、財政的な部分等を考えたときに、今後の見通しとすれば、私は単純にやはり入れ替えていくというか、派遣される人と、それからJETから来る人の基準を変えていく必要があるのではないかなというふうにちょっと考えるのですが、その後の見通しだけ最後お聞かせいただきたいと思います。

（学校支援課副参事）委員おっしゃるとおり、JETを増やしていくことは財政的にも利点があると考え、その方向で段階的に進めたいと思っておりますが、担当課の負担もかかることから、まずは1名ということで段階的に来年度は導入していきたいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第9号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時58分)



(開議 午前9時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で執行部の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時08分)



(開議 午前10時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し遅れましたが、お手元の委員さんの資料のほうに議案19号の一般会計補正予算の資料と、議案24号の一般会計の予算、それと一般会計当初予算の人件費の資料とがありますので、ご質問等のときにはこれも利用して質問していただければと思います。

それと、質問については、補正予算の場合はお一人が10分程度ということでご協力願いたいと思います。

それでは、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)

の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) それでは、歳入のほうでは15ページ、歳出では21ページになりますふるさと寄附金及びふるさと納税促進事業についてであります。ふるさと寄附金のこの件数、増となった内訳、受け入れた寄附額とかかった経費、翌年度の住民税控除額等を差し引いて、後に地方交付税での75%補填されるというものですけれども、実質的な収支、本市の近年の傾向を確認したいと思います。単純に金額が増えただけで喜んでいる場合ではないという部分もあると思いますので、令和元年の予測、予測というのは難しい部分ではあると思うのですけれども、21ページのほうでふるさと納税事務委託料は244万、この増はふるさと寄附金増に伴う、単純にこれは寄附金が増えたら必ず増えていくものなのか、事務経費かかり過ぎではないかというふうに思うのですけれども、それについてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

(委員長) 答弁を求めます。

(総合政策課長) それでは、お答えいたします。

まず、ふるさと納税の寄附件数でございますが、令和2年2月末現在で2,723件の寄附を頂いております。その中の寄附金額の増加の内訳ですが、主なもので申し上げますと、まず新規の返礼品、追加したもので花岡車輛の台車、こちらが150件で567万5,000円の寄附をいただいております。それと昨年度に引き続きもち麦が約330万円、それと諏訪工芸の太鼓が390万円、シードのコンタクトレンズのケア用品、こちらがプラス200万円、それと鴻巣カントリークラブのゴルフプレー券、こちらが約250万円、こういったところが主な増加となっております。

続きまして、収支ですが、寄附金額のほうは2月末時点で6,942万5,000円で、経費のほうは約3,425万円かかっております。差引きで3,517万円が市の歳入となっております。その中で収支については、市民税の減少額というのはまだ出ていないので、予測となってしまいますのですが、例年の傾向ですと29年だけは230万円ほど影響額プラスになりましたけれども、昨年が約1,000万円のマイナスということで、寄附額のほうは例年より大幅

に増加しておりますが、ふるさと納税制度の認知度も上がっていることもありまして、全国的にふるさと納税をする人が多くなっていることを考慮いたしますと、最終的な収支についてはマイナスになってしまうかなというふうに見込んでおります。大体どのくらいかというところ、伸び率のほうが大抵30から35%で毎年減少額が上がっておりますので、そういったことを計算しますと去年ほどはいかないにしても、700万ぐらいはマイナスになってしまうかなというふうな試算をしております。

それと、寄附金額、委託料についてですが、こちらはふるさと納税の関連業務を委託できる事業者が複数ありますが、大体どの事業者も費用に関しては寄附金額の10%から13%納入する仕組みとなっております。そのため、寄附金額が増加すれば経費も増加することとなります。

今後の増加についてですが、経費のほうは当然寄附額が増加すれば経費のほうも増加することになりますが、ふるさと納税の委託により、ふるさと納税専用のシステムによる寄附の管理、それから新規返礼品の開拓、これは委託事業者の開拓による寄附件数の増加、市職員の事務処理負担の軽減など、メリットもありますので、引き続き業務委託のほうで実施していきたいというふうに考えております。

(潮田)花岡車輛の台車という話は聞いたことがあったのですが、すみません、私、鴻巣カントリークラブのというのは初めて聞いたかなと思うのですが、これ今幾つか主な増になったところの理由がありましたが、この中で一番今後、花岡車輛の台車って一回買ったならそれで、そんなに次に必要がないかなと思うのですが、一番伸びが期待できるのはこの中でどれになるのでしょうか。

(総合政策課長) ゴルフプレー券については、昨年度までは1日プレーする券で非常に高額なものだったので、利用券という形で、寄附額1万円から返礼品という形で掲載したところ、昨年度はゼロだったのが今回253万円という形になっていきますので、返礼品に対しては見直しを図る形で、リニューアルする形でこういった形が出るようになりますので、その辺は全体的な見直しは図っていきたくております。

(潮田) はい、ありがとうございました。

次に、21ページの3世代住宅取得補助金、今年度の転入、転居、これ増えているのかなというふうに思うのですけれども、実際その中の申請内容、年齢層、家族構成等が分かればお願いいたします。

(総合政策課長) こちらは、令和2年3月13日時点になりますが、76件申請のほうを頂いておりまして、76件のうち8件は予算額に達したため、預かりというような形になっておりますので、その件数も含めまして転入が33件、市内転居が43件、転入のうち3世代の転入が6件、転入、転居合わせて区画整理地内へのものが5件と、30万円の対象になるものが5件となっております。

(潮田) 年齢層。

(総合政策課長) 年齢層のほうは20代、30代の方が68件で約90%となっております。それと、お子さんについては、第1子が未就学のお子さんの件数が62件で82%、子どもの数は1人が39世帯、2人が29世帯、3人が4世帯、出産予定が4世帯という形になっております。

(潮田) 時間がないので、すみません。

では、もう一つ最後のシティプロモーション事業の減の詳細、これが先ほども少し説明ありましたけれども、もうちょっと詳しくお願いをしたいと思います。

(総合政策課長) シティプロモーション推進事業のこちら、めいぶつチョイスについては、国が昨年12月にプレミアムポイントを付与する消費活性化策の仕組みについて自治体ポイントではなく、全国共通のマイナポイントにて運用することとしたため、めいぶつチョイスを運営するトラストバンクより新規契約を受け付けない旨の通知がございましたので、参加できないこととなり、減額を行うものです。

(潮田) ということは、こちらから断ったのではなくて、向こうから取り下げてきたということでしょうか。

(総合政策課長) はい、そのとおりです。

(坂本(晃)) 資産管理課のところ、公共施設等整備基金積立金、この土地売却収入、鎌塚って言ったけれども、鎌塚のどういうところだったっけ。

(資産管理課長) これにつきましては、12月定例会、鎌塚3丁目地内にありますレスパイトゆう、ここに払い下げた物件でございます。

(坂本(晃)) そこは、福祉施設だったところということで間違いはないかな。

(資産管理課長) はい、そのとおりです。

(中野) 7ページの地方債補正追加の中で、先ほどの説明のありました令和元年度発生体育施設災害復旧事業での2,570万というのが出ていまして、それで説明の中では吹上パークゴルフ場並びに吹上の総合運動公園という説明ありました。これについて、12月議会での補正が出ていますよね。その中で、パークの休業補償も含めて出ていましたけれども、これ2,570万という限度額、これの主な内容について、例えば吹上パークゴルフ場の整備、改修並びに指定管理者の休業補償なんかを含むのかどうか、それから総合運動公園についてはどうなのかという詳細について最初に伺っておきたいと思います。

(財政課長) この地方債の内容についてご説明させていただきます。吹上パークゴルフ場、こちらの修繕が対象事業費として717万4,000円、それと吹上荒川総合運動公園、これの改修工事のほうは1,861万7,000円、その充当率100%を掛けさせていただきますして、10万円未満切り捨てた形2,570万円となっております。委員さんのご質問の休業補償に関しましては、適債事業ではございませんので、起債の対象外とはなっております。

以上です。

(中野) 今言いましたように、アバウトになりますけれども、吹上のパークゴルフ場は717万、それからあと総合運動公園のほうは1,861万という、これはアバウトというか、大ざっぱに書いてあるわけですが、そうすると今言ったようにこれは全て当然地方債をもって行うということで理解できるわけですが、そのほか例えば吹上等において、特に体育施設等でほかに何か災害等はなかったのですか、堤外において。例えば運動公園の中にサッカー場入っているのですか。

(財政課長) こちらサッカー場、ソフトボール場とかですか、そちらの

全ての施設において吹上荒川総合運動公園の災害復旧工事を計上させていただきましたので、そちら全てが地方債の対象とさせていただいております。

以上です。

（中野）分かりました。

それでは、もう一点、これ質問というよりは21ページのふるさと納税促進事業、先ほど総合政策課長からるる説明がございました。これは、私毎年しているのですが、過去のデータを含めて、件数を含めて、過去の恐らくひな形があると思うのです。それに沿って、あまり早口で言われてメモ取り切れない部分があるので、その資料提供をお願いしたいことと、それから新たに今言った説明の中で、新規として花岡車輛というのもありましたし、それからその他もち麦は新規ではないのですけれども、それとあと諏訪工芸、あとはシードコンタクトレンズ、それからあと鴻巣のカントリークラブのプレー費なんか出ましたけれども、こういうのは全て増えたやつ、新規のやつは全然ないわけだけれども、増えたやつを言われたわけですけれども、その辺のデータもできれば頂ければありがたいということで、これの資料提供について伺っておきたいと思っております。委員全員にという意味です。

以上です。

（総合政策課長）それでは、作成のほうをいたしまして、配付させていただきます。

（加藤）先ほど潮田委員のほうからふるさと納税の部分でも質問があって、それで今中野委員からも後で資料を出してくれるということなので、そちらを見ながらで、1個だけ質問したいのですけれども、ふるさと納税においては他の自治体においてこういうのは芳しくないよと、これはそういった品物としてはよくないよというようなものはあったりして、そういったルールがある中で、本市においてはこれはあかんよというようなご注意を受けるようなものとか、ご指導を受けて新規の申請のものでもちょっとやめざるを得なかったとか、そういった事例があるかどうかだけちょっと1点確認をさせていただきたいと思っております。

（総合政策課長）総務省の基準で、記念品代3割以下、それから返礼品については市と関わりがある品と、それと経費については全体のおおむね50%以下という総務省の基準がありますが、鴻巣市においては全て基準のほうを満たしております。

（加藤）それでは、基準を満たしているということで、私のほうが懸念していたような事例とかはないということが確認できました。先ほど中野委員のほうから資料提供あった、これいつ頃出るかなというのはちょっと念のため確認したいのですけれども。

（総合政策課長）最終日にお渡しするような形を考えております。

（竹田）では、13ページの情報システムの個人番号利用環境整備費補助金がマイナスで、それは整備に関わる費用での減額補正になっておりますが、このちょっと中身について減額になる要因も含めてお尋ねをしておきます。

（情報システム課長）当初補助金が交付される際に、事業の内容として3つ国のほうで掲げられていました。1つが制度に対する広報、もう一つがマイキーIDの設定の支援、最後3点目としまして地元の商店の活性化ということで、商店の募集という業務がございました。しかし、昨年の11月に国のほうで制度の見直しを行いまして、地元の商店の募集に関する業務が全てなくなりました関係で、当初予定しておりました臨時職員6名で計上させてもらったのですが、3名分不用になりましたので、主な減額となりましては臨時職員さんのそういった人件費に係る部分と、あと店舗募集でのぼりを準備したりとか、チラシを準備したりするような消耗品関係で残額が出ましたので、不用額のほうを今回減額補正させていただくものとなっております。

以上です。

（竹田）はい、分かりました。そういう中で、シティプロモーションとの関係で、マイナンバーを活用して premia をつけて全国展開しようということが政府の方針だと思うのですけれども、ちょっとその中で今度は21ページの情報システムでマイキープラットフォーム運用事業で、残業代まであえて計上せざるを得ない、この時期に残業代を計上するとい

うのは、相当ハードな事業を進めなければならない事業だというふうにちょっと私受け止めますが、もう少しこの事業の内容と時間外勤務というところでは、だってもう今日20日近くでしょう。あと10日間なのだけれども、こんなに、何人がこのような30万円を活用しての時間外になるのかをちょっとお尋ねをしておきます。

（情報システム課長）国のほうで補助金の交付要綱の改正が令和元年12月26日付で行われました。この際、新たに時間外勤務手当とか普通旅費の部分について今まで補助対象外だったものが補助の対象になるという改正が行われました。適用につきましては、遡及適用という形で遡った形で適用されます。今回時間外勤務手当の部分に関しましては、昨年11月に公民館まつりと土日、会場を、市役所から外に飛び出しまして、受付、申請の補助等を行いました。それが主に土日で1か月続いた関係と、あと2月中には申告会場のほうでやはり受付の支援をさせていただきました。本来3月まで続くはずだったのですが、新型コロナの関係で3月のほうは外では受付をやっておりませんので、そういった部分に関しまして遡及適用されるという形になりますので、時間外勤務のほうを今回計上させていただいております。

以上です。

（竹田）分かりました。いわゆる遡及適用されるのでということですね。

そうした中で、例えばマイキープラットフォームの運用で、先ほどのシティプロモーションとの関係でいえば地元を活性化しようということの事業ですけれども、今回はマイナンバーでどこでも使えるようになると、いわゆる地元との関係ではあまり利益というのか、生み出さない事業に私はなっていくのかなというふうにちょっと思っているのですけれども、その点はどのような見解をちょっとお持ちなのかを確認します。

（情報システム課長）当初国のほうの考えですと、鴻巣の独自のポイントで鴻巣市の市内の店舗で買物ができたりとか、サービスが受けられるという形で国のほうは想定しておったのですが、ただ鴻巣市外で買物したりとか、サービス受けたいとなった場合は、その市町村のポイントを

購入する必要がございまして、実際キャッシュレスの基盤を整備していく上で、あまり効率的なやり方ではないということで、国のほうがその部分を中心に大幅に見直しまして、各自治体が個々に店舗を募集してサービスを提供するのではなくて、民間のインフラをそのまま利用して、今ペイペイとか何とかペイとかというものとか、あとはスイカとかコンビニで使いますナナコカードとかワオンカードとかありますので、そういった民間の基盤をそのまま利用してサービスのほうを提供していく方向に国のほうが大きくかじを取り直しました。

市内の店舗におきましても、結構何々ペイとか対応している店舗ございまして、その部分に関しましては鴻巣市独自で店舗を募集してやるというよりは、今ある基盤をそのまま利用させていただいて、店舗のほうも不要な支出がないような形でサービスのほうが展開できると考えております。

以上です。

(竹田)いわゆる全国展開ができるというふうには思うのですけれども、そういうふうにしていくと一層全国展開をしているところの店舗はもうかっていくというシステムになりますけれども、逆に言えば全国展開できないような中小企業とか地元の企業というのは、今回のこれによって先ほどのシティプロモーションの中の地元の店舗をあえて集めなくてもいいよというふうになってしまうと、このことによって一層企業間の格差というのは私は広がっていく、しかもこれはマイナンバーカードを使うわけだから、いろんな情報を一層集約していく形になるのかなというふうにはちょっと思っているのですけれども、その私の認識でいいのかどうかちょっと確認をしたいと思います。

(情報システム課長)利用できる店舗がインターネットが接続できる環境であったりとか、マイナンバーカードが読み取れるような装置が店舗に準備しなければいけないとかというのが当初の計画だったのですが、ほかの民間のインフラを使うということで、QRコードってございませよね、それを店舗のほうに置いておいていただければ、利用される方が何々ペイというサービスを選択された場合には、そのQRコードを読み

込んで決済ができるという形になりますので、これから商工部門とまた詰めまして、店舗のほうにそのQRコードを置かせてもらうような形で新年度も引き続き広報活動を続けていきたいと思っております。

QRコードに関しましては、今国のほうで民間で使われているQRコードと今回のマイナンバーカード関連のQRコードを合体させたJPQRコードというものが今検討されております。もしそれが現実的なものになれば、いろいろなサービスでQRコードが店舗に並ぶのではなくて、その1つのコードでQRコードでスマートフォンでピッとやることで決済ができるようになる形になると思います。まだJPQRコードにつきましては、詳細な情報が下りてきていませんので、また情報入り次第商工部門のほうと協議して整備を進めていければと思っております。

以上です。

(竹田) はい、分かりました。本当にヤオコーなんかはQRコードをやって、それで総額で幾ら、あなた様はもう買物をしていますということで、私以上に店のほうが私の家計状況を実態できるほどの、そういうシステムになってきているというのは非常によく分かります。ということは、逆に言えばこのマイナンバーカードに健康保険証までひもづけさせるというふうな方向で今国はやろうとしているということになると、このことをすることによってどこまではあれですけども、一層個人の情報がいرونなところで集約されていく、私は危険性があるのかなというふうにちょっと考えるのですが、その点はどうなのでしょう。

(情報システム課長) 国のほうでマイナンバーカードを利用しまして、保険証の代わりにということで準備のほうは進められている状況でございます。国のほうとしましても、こういった保険関係での活用であったりとか、保険証代わりに使えればお薬手帳みたいなものにでもサービスが展開できるのではないかとという形で連絡のほうは受けております。今現在医療機関と国のほうでその保険証が使えるような、マイナンバーカードを活用できるような形で整備のほうは進められているというのは聞いております。目標的にも医療機関の6割程度の導入を国のほうは目標にされているということで聞いております。

以上です。

(竹田) ということは、一昨日の本会議で、マイナンバーカードの普及率をどのぐらいにやっているのですかというので質問を諏訪議員がして、75%の方が目標に今後3年間やってですというふうに言われていましたが、そういう点からいうと、このつくる側ではなくてシステムの部分だから、ちょっと難しいと思うのですけれども、市民課の窓口ではないのですけれども、でも実際に先ほどの部分でいえばかなりいろんなところに出かけて行って、大いにアピールしているという点ではどうなのでしょう。本当に私はいろいろな情報が12桁の中にどんどん、どんどん集積していくというところでの情報漏えいとか、そういう部分で他人がいろいろなものを見られる、健康保険証がやるということは、健康保険に係る、体の健康に係る部分ではいろんな人たちが見れるような状況に私はなっていくのではないかとちょっと危惧をしているのですが、その点でのセキュリティーの問題についてお尋ねをしておきます。

(情報システム課長) 今国と医療機関等で構築されていますシステムのほうは、詳細のほうはちょっと分からないのですが、そのセキュリティーに関しましてはかなり十分なセキュリティーの対策を取られているはずでございます。鴻巣市のマイナンバーカードの普及に関しましても、これは2月末現在ですか、交付枚数が1万9,558件、交付率につきましては16.47%という形で、埼玉県は14.91%を大きく上回っております。交付率につきましても、県内で昨年は18位だったのですが、今年度は10位という形で、順位のほうも上がっております。マイナンバーカードも今までは毎月約200件程度交付の事務が市民課のほうでございましたが、現在11月以降、毎月500件程度の交付となっております、その需要に関しましても多くはなっております。先ほど来委員さんのほうでセキュリティーの問題かなりご心配されているようですが、その部分に関しましてもかなり国のほうも考えて制度、システムのほうを構築しておりますので、その部分につきましては外に漏れるような形はないと考えております。

以上です。

(委員長) 竹田委員、質問時間がちょっと過ぎてしまっているのですが、最後にしてください。

(竹田) それぞれの、ちょっと違うので、ここはこれにして。
あと、17ページ、戻って申し訳ありません。17ページの資産管理課で、市民総合賠償補償保険金で54万5,000円、先ほど2件の中にありまして、台風のとくと中央公民館の駐車場で転んでしまったという例なのですが、この中央公民館で転んでしまって、夜の8時45分くらいですか、というので、こういう例ってあまりないのではないかというふうにちょっと思っているのですけれども、このところで資産管理課のほうで管理をしている上でのちょっと瑕疵があったということでこのような補償になると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう、お伺いしておきます。

(資産管理課長) 中央公民館につきましては、管理自体は公民館が管理を行っておりますが、その報告書によりますと今委員さんがおっしゃったように夜間、駐車場に出入りする際、管理用のチェーンがございます。それが開放時きちっと全て取って、端の柱にまとめておくだとか、そういう措置がしてあればよかったですけれども、路上にチェーンを下ろした状態で、そのチェーン含めて蹴つまずいてしまったというようなことで、そのあたりやはり市としてもそのあたりの対応が必要であったのではないかという判断の下、このような保険金を支払ったというところでございます。

以上です。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) いわゆるマイナンバーカードの活用で、今回はどこでもマイキープラットフォームの運用の中でどんどんと活用の範囲が広がられているという点では、マイナンバーカードに関わる情報が集約されていく危

険性がある事業であるということを指摘して、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出についての請願について、紹介議員の説明を求めます。

(竹田) では、議請第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出についての請願についてご説明をいたします。

私が申すまでもなく、21世紀は人権の時代と言われています。まさに多様性が本当に尊重されるかどうか、そのことが非常に大事な世紀となってきています。ですので、LGBTも含めた多様な性を認めること、そ

してジェンダー平等の社会をつかっていくことは、我々21世紀を生きる者として求められてきていると思います。とりわけまだ日本では希少ですけれども、男性同士が婚姻をするということも世界の中では現れ始めています。そういう点では、女性と男性、そして男性と男性、女性と女性との問題も含めて、いろいろな多様性が求められてきている時代だというふうに思います。

そうした中で、日本国憲法第13条では個人の尊厳の問題、それから第14条では平等の問題、法の下での平等の問題、そして憲法第24条には家族生活における個人の尊厳と両性の平等をうたっています。「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」、2項として、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とうたっています。

ですから、今回の請願はまさに日本国憲法に基づいて現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないために、望まぬ改姓や通称使用などによる不便性、不都合を強いられています。とりわけ通称では、いわゆる公の文書などは通用するものではありません。そして、婚姻の際、実際には96%の女性が夫の姓になっているというのが実態であります。ですから、平等な両性の合意のもとに婚姻が届けられるという点では、いわゆる選択的な夫婦別姓も本来はあって私はずるべきだというふうに思います。

別姓を望む人に、その選択肢を認める選択的夫婦別姓の導入を求める声はますます大きくなってきています。それは、2018年2月に内閣府が公表した家族の法制に関する世論調査において、選択的夫婦別姓導入を導入してもよいとの回答が過去最高の42.5%、導入する必要はないとの回答が過去最低の29.3%となっています。選択的夫婦別姓導入を導入してもよいとの回答が年齢ごとにさらに増え、特に18歳から49歳までの女性では、導入してもよいとの回答が5割を超えていることも注目されるべき内容だというふうに考えます。そうした点からも、世界の流れ、そし

て女性の社会的参画が増えてくる中では、こうした選択的夫婦別姓、無理して別姓を名のる必要はないわけで、必要な人が選択して別姓として届けて婚姻として認める社会をつくっていくべきであると考えます。

また、ここにありますとおり、最高裁は夫婦同姓の強制は合憲という判断を下しましたが、この最高裁の大法廷15人の中でも5人の方は夫婦別姓でもよいのではないかと、このような見解も述べて、とりわけその中の3人の女性は、一つの氏としてしか婚姻を認めないということは、社会的、女性にとっても非常に不条理な点、不合理な点があるので、一つの婚姻の形として別姓も認めるべきではないかという論客もしています。そういう点では、最高裁の判例はこういう例がありますけれども、政治判断を求めてきているというふうに思います。

また、その後の離婚後女性は最初は300日でしたが、そのうち6か月になり、何度かの民法改正により、100日となってきました。この間、その期間が短くなってきたのは、前の夫の子どもであるのか、その後の人の子どもであるかという点では区別しにくいということがありましたが、今はDNA鑑定などもできるようになることも含めて、非常にそうした科学的な見地を含めれば、女性だけが再婚期間を今では100日ですけれども、それを禁止しているのは不合理ではないかということも言われています。

そういう点では、国連女性差別撤廃委員会からも日本の政府に対して民法の差別的是正の廃止を繰り返し求めています。国連の女性差別撤廃委員会からのこうした指摘は当たり前であります。とりわけ日本の今の女性の社会的地位は、154か国中121番目ということでは政治的、経済的にもまだまだ日本の女性の地位は低いものがあります。そういう点では、女性の社会参画の状況を一層向上させていくこと、そして女性の経済的、政治的な地位を保障していく上でも、今後の女性の活躍、そしてあらゆる性の人たちがお互いにそれぞれの人権、人格を大事にしながら、21世紀にふさわしい日本をつくっていくという点では、今回の選択的夫婦別姓の導入、これは当たり前のことだというふうに思います。

今回新日本婦人の会が請願として出していますけれども、公明党の方た

ちも同じように選択的夫婦別姓の導入について検討してほしいという意見書を出しておられるように、人権の問題というのはまさに全体で考えていく時代になってくるのかというふうに考えます。そういう点では、選択的夫婦別姓の導入をすることによって、あらゆるいろいろな形の夫婦としての婚姻が認められる社会をつくっていくためにも、ぜひ皆さんの積極的なご審議をお願い申し上げて、私の紹介議員としての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

(委員長) 以上で紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(加藤) それでは、何点か確認させていただきたいと思います。

(1点ずつねの声あり)

(加藤) 1点ずつ、分かりました。1点ずつ確認させていただきたいと思います。

この選択的夫婦別姓、これは国のほうでいろいろとご検討をされている現在だと認識しております。その中で、これの導入になった際に、戸籍制度上の課題もいろんな見解があるかと思います。現在戸籍制度上の例えば課題、この部分はちょっとよく検討しなくてはいけないとか、そういう部分を整理したいので、それをちょっと教えていただければと思います。

(竹田) 戸籍法上の問題ですけれども、戸籍法上ではいわゆる民法ではどちらかの氏を名のこと、一つの選択をして、それを婚姻として、その後一つの氏として一つの戸籍として届けることになるというふうに思います。そういう点では、民法改正をすることによって、また戸籍の手続も変わる。別々の戸籍だと、婚姻上は認められないということになります、戸籍法上では。

(加藤) 私の質問の仕方がちょっとうまく伝わっていなかったのかなと思うのですが、そういう意味ではなくて、戸籍法というのは別にあるわけです。民法とは別に戸籍法がございまして、これは今まで築き上げた戸籍法にのっかって、いろんな社会制度がそこにぶら下がってあ

るという中で、戸籍法に触れて、そこが選択的夫婦別姓の導入があったときに、戸籍法自体の中でいろんな難しい懸案事項、課題があるかが、ここもポイントだと思っているので、そこをお示しいただければという質問です。

（竹田）分かりました。そこら辺は申し訳ない、詳しくまだ承知しておりません。

（加藤）分かりました。

（竹田）今回は民法改正の問題だけをやっているものですから、すみません、そこまでは承知しておりません。

（加藤）分かりました。戸籍法のところが非常に相続であったり、いろんなところに絡むところでもあるので、戸籍法のところが知れば、制度のところとの連携、その懸案、課題等がどういう段階にあるのかが知れば、より判断しやすいと思ったのですけれども、そこは分かりました、今はちょっと分からないよということ。

次です。タイトルのところを選択的夫婦別姓の導入などのございまして、この「など」というのがこれは非常に重要な課題であり、ナーバスなものでもあり、複雑なものでもあろうかと思えます。その中で、「など」の表現がちょっと気になるのです。これは導入などというのが見えない心配があったものですから、「など」をちょっと詳しく説明いただければと思います。

（竹田）今回の請願の中には、いわゆる再婚禁止期間が実際に請願の中には述べられていますよね、6行目の下のほうから。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も民法上の問題です。ですから、それらも含めて一日も早い民法改正を求めると。民法の750条と民法の733条なども含めた部分を言っています。

（加藤）では、再確認です。

今ご説明いただきました選択的夫婦別姓の導入と再婚禁止期間の廃止、この2点だという認識でいいのか、その他にはないよということなのか、そのところが私分からなかったもので、その2点ということによろしいかの再確認をさせてください。

(竹田) すみません、民法というのには800条以上にも及んでいる、たくさんの部分がありますので、全て私が網羅しているわけではないのですが、本請願の中では750条と733条のことを示しているというふうにご理解いただきたいと思います。

(加藤) それと、請願の趣旨のところでもいろいろと書いてございます。その中で、請願をされている方において、下から請願事項のその上の5行目ぐらいでしょうか、「夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断」という不当な判断と明言しているのですけれども、ここの不当な判断というところをもう一度詳しくというか、その思いを確認したいなと思っています。かなり強く断定的におっしゃっているので、ちょっとそここのところを確認したいなと思っています。

(竹田) ここにも書いてあるとおり、96%の女性が夫の姓になって、それぞれの中で。ですから、姓として、夫婦として名のられなかった、別姓ではできなかった同一の姓にしたことによって、例えば社会活動をしている人たちは通称名でしか名のることができない。通称名というのは、先ほど申し上げたとおり、公の文書としては認められない例なども女性では体験していることがある。そして、また例えば社会的ないろいろな立場にある方が結婚をしようと思ったのだけれども、姓を変えなければならぬと、またその人の長い間の社会的通例の中で築いてきた地位というのですか、その名前の印象がなくなってしまうという点では、女性がかかりそういう点では不合理というか、社会的ないろいろな制約を受けているというのがありまして、別姓を名のっているために結局は婚姻をしたことにならないという。婚姻をしたことにならないことによる子どもの姓をどうするかとか、それからまた財産権の問題とかいろいろな問題に波及してくるわけです。そういう点からいうと、女性にとればそういう側面もたくさんあるので、差別というか、苦渋というか、そういうものを受けているというふうに私は受け止めています。

(加藤) 説明いただきました。紹介議員の竹田委員におかれましても不当な判断だというようなご認識でいらっしゃるということでもよろしいでしょうか。

(竹田) はぎまというか、婚姻の際にどちらを名のるかということも含めて、夫婦別姓でも婚姻となれなかった経験がない人たちという部分と経験した者にとれば、不合理なところはたくさんあるわけですから、そういう点での部分での苦渋はあるかなというふうにちょっと思っていますけれども。

(加藤) すみません、質問の仕方が悪くて伝わっていないようで。不当な判断だと紹介者ご自身もお考えなのかどうかをお聞きしていたので……

(もうちょっと大きな声での声あり)

(加藤) 聞こえない、すみません。私のほうでは、質問の仕方が悪くて伝わらなかったと思うのですけれども、不当な判断を示しましたがということで記載があったので、紹介者ご自身も、これは不当な判断だというご認識ということでしょうか、その確認です。

(竹田) 私もそう思いますし、不当というのは先ほど私がなぜ一番最初に憲法を読み上げたかということ、憲法は両性の合意のもとに成立するということと、法の下での平等ということから見れば、裁判での合憲であるというところの判決は不当というふうな受け止めです。ですから、あくまで提訴した人たちもそうだと思うのですけれども、憲法に基づいて法の下での平等というところと、それから、だけれども、夫婦別姓を認めないということは、いろいろな選択肢を認めないということにつながるのではないかという不当だというふうに受け止めます。

(加藤) いろいろ分からない部分、確認はさせていただいたのですけれども、そこでなのです。先ほど竹田委員からも財産権みたいな単語も出てまいりました。戸籍法、そして財産権、この辺のところ非常にきっちりきっちりといろんな課題をクリアしていかないと、いろんな社会的混乱があるかもしれない重要な課題だと思っております。その中で、タイトルにもございますとおり、一日も早いということが記載されてございます。また請願事項の中でも一日も早いということで、私はこれは個人的私見を言う場ではないと思うのですけれども、非常に多くのクリ

アしなければならぬような階段があると思っているので、その検討に当たっては、逆に慎重に、丁寧に、しっかりとやらなければいかぬ課題ではないかなと思っているものですから、竹田委員のほうではこの一日も早いというのが、やっぱりそういう認識なのかどうか、このフレーズが気になるものですから、ちょっと見解を教えていただければなと思います。

(竹田) 一番は、ここの最後の3行目にありますように、国連女性差別撤廃委員会は日本の政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しているのです。民法とか先ほどの戸籍法も含めて、これを改正することを怠ってきた日本の政府のやはりさっきも言った女性の差別に対する問題、人権に対する問題、ジェンダーに対する問題の、その本質が私は問われているというふうに思います。そういう点では、恥ずかしい話ですけれども、一番最初に申し上げましたけれども、日本は世界の中でも121番目の女性の社会的地位だということを含めれば、やはり私は一刻も早くやるべき内容だと思います。

ただ、受け止めとしては一刻も早くですけれども、一つ一つの例えば戸籍法の問題とかいろいろな部分では、それはあくまで整合性を持たせるためにはちゃんと慎重に一つ一つが整合性が取れる手続というのは、私は必要だというふうに思います。日本は世界の中でどのように見られているのかということ考えたときに、国連の女性の差別撤廃委員会から繰り返し繰り返し勧告されていることをどう受け止めるのかということ私はずいぶん申し上げていきたいというふうに思います。

そういう点では、繰り返しますけれども、女性の社会的地位も含めたやはり早急にやらなければいけないし、安倍首相も女性の総活躍社会と言いながら、残念ながら社会的地位は下がってきているわけですから、それらも含めれば、私たちが21世紀にどういう社会をつくっていくかという点で、一刻も早くこうした部分について民法改正に向けた取組をしていく必要はあるのではないかとこのように思います。もしそういう点でいうと、もちろん全体としての合意としては手をつけていく必要があるかというふうに思いますが、これを遅らせれば遅らせるほど、国連の女

性差別撤廃委員会からは日本の政府は何をやっているのですかというふうに改めて勧告されてくる日本になっていくと私は思います。

（加藤）現時点では一応用語的などころ、この趣旨とかで分からないところ、確認したいところを聞きました。ちょっと疑問点が出たときにまた聞きますけれども、一旦は以上です。

（潮田）今回選択的夫婦別姓制度の導入に関しては、私ども公明党もちょうど2月の14日だったでしょうか、当事者の方から党の代表のほうにいろいろご意見というか、要望を出させていただきました。それに伴いまして、鴻巣市議会としての意見書も提出したいということで今回出させていただいております。

趣旨は請願で出ているものと一緒だと思っておるのですが、目指す方向というのは同じだと思っっているのですが、私ども意見書として出させていただいているものとの大きな違いでちょっと確認をしたいと思いません。

今全部加藤委員のほうから質問されましたので、おおむね同じなのですけれども、どうしてもまず「など」となっている点、これは先ほど最初の説明からいくと、選択的夫婦別姓の件と再婚禁止期間の撤廃のところだと思うのですけれども、先ほどでもそのほかにジェンダーフリーとかそういうお話もされましたけれども、今回のところには入っていないということによろしいですか。

（竹田）それは入っていません。

（潮田）あと民法の一日も早い改正というのが、やはり戸籍法の関係だとか日本の古い文化から非常に難しい問題がありまして、私どもとしてもこれを進めたい思いはあるのですが、非常に調整が大変だと思うのですが、この請願人の方からはまずは民法の改正ありきというところから入っていくということなんでしょうか。一日も早い民法改正というのが、この請願の一番の趣旨ということによろしいのでしょうか。

（竹田）そのとおりです。

（坂本（国））このす自民の立場を少し説明してから質疑に入りたいと思います。

自民党所属の国会議員におかれましても積極的に導入する方、それから慎重な方、しっかりと議論すべきだという方、そしてまた特別に事実婚を余儀なくされている方々を考慮して、例外的に夫婦別姓を認めようと考えている方がいらっしゃいます。そして、市議会会派のこのす自民としては、早急に結論を求めず、慎重にしっかりと議論していくべきという立場でございます。

ちょっと質問をさせていただきたいのは、先ほど質問がありました「など」というところで、読み込むと確かに女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も喫緊の課題ですということ、ここが入るのかなというふうに思ったわけですが、非常に2つとも重要な項目ですので、ちょっと別に扱うべきだったのではないかなというふうに思うのですが、紹介議員としてどうかなという。

(竹田) それはあくまで請願人の憲法で保障されている請願権の問題でありまして、請願者はこのように考えたということで受け止めていただきたいと思えます。

(坂本(国)) あと先ほどもお話ししたように事実婚を事情があって選んでいる方もいらっしゃいます。そういう方のために、例外的に夫婦別姓制度を議論していくべきだという方もいらっしゃいますが、例外的な夫婦別姓制度、こちらのほうはどう考えているか。事実婚でどうしても法律上も結婚しているということになっていない方がいらっしゃいます。そういう方を救いたいという、そういう制度、それをどう考えるか。

(竹田) 坂本委員がおっしゃったとおり、いわゆるまさに事実婚です。だけれども、民法上では一つの氏に、姓になっていないので婚姻として認められないということですので、それを求めたのが選択的夫婦別姓で、一つの氏にしなくても別々の姓でも婚姻として認めてくださいということ、今回の請願人は要請していることです。だから、選択的夫婦別姓も婚姻として認めてくださいと。

(坂本(国)) 私の認識ですと、選択的というのと例外的というのとは、例外的というのとはかなり数が限られた方にしか認められない制度だと思っているのです。選択的というと、かなり自由に、多分この制度がスタ

一トすると、古くもう同姓になってしまっている方は、多分、いや別姓に変えるよという方はいないと思うのですが、新しく20代、30代の方が結婚されるときに、どっちでもいいのだよねというふうになると、かなり広がってくる。広がってくることをいいとか悪いとかはあれなのですが、ただ選択的夫婦別姓制度というのはかなり増えていくと思うのです。例外的夫婦別姓制度というのはかなり数が限られて、そういう方は非常に少数なのではないかなというふうに考えておりますが、その辺はどうですか。

（竹田）基本的人権があって、自分たちは信じるところによって生きていくわけだから、さっき言った選択的夫婦別姓になったら増える可能性があるというふうに坂本委員はお考えになったというふうに私は今受け止めながらやっていますけれども、先ほど申し上げたとおり、憲法の第24条では両性の合意に基づいて夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力によって婚姻をするということですから、それはごくごく2人が合意した後に選択してやっていくというのは、それは本当に本人たちの意思を尊重した行為として私はしかるべき、当たり前だというふうに考えます。だから、例外的ではなくて、あくまでここに書いてあるとおり、本人たちの合意に基づいて進めればいいことであること。だから、選択の自由をより広げることが基本的人権を尊重していく方向にもなっていくと私は考えます。

（坂本（国））すみません、あと最後に1点。

夫婦別姓制度を導入し、夫婦が別姓になるということは、生まれてくるお子さんはどちらかの親とは一緒だけれども、片方の親とは姓が違うことになるわけです。その中で、家族としての一体感とか、あとは家族なのに別の姓は悲しいという意見もあります。その辺のことはどういうふうにお考えになっているか、そこだけ最後に。

（竹田）家族に対する考え方は、それぞれの家族の中の合意によって受ければ一番いいわけで、例えば今一番女性が同一姓によって大変な思いをしているのは、子どもの親権を得たときに、元の名字に戻すのか、同じ名字でやるのかというところでは、女性の皆さんはいろいろご苦労さ

れているという事例もあるというふうに伺っています。そういう点から
いうと、家族の形はそれぞれの家族の合意のもとでやればいいわけで、
家族の力が別姓になるから少なくなるということは私はないというふう
に思います。それよりもさっきも言ったとおり、両性の合意のもとに婚
姻をするわけですから、2人の中でよく話し合うことは、それぞれ本当
にお互いの人生を尊重し合ってどういう姓を名のるかということ深く
議論するわけですから、家族の力というのは、私は一層強まっていくと
いうふうに思います。だから、子どもの姓をどちらにするかについても
どうしましょうかと考えるわけですから、そういう点からいうと、一層
家族の関係は濃くなって、それぞれの人権を大事にした家族により発展
していくと私は考えています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。お二方はいい
ですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める
意見書提出についての請願について、採択することに賛成の委員の挙手
を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第2号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 6 分)



(開議 午後 1 時 4 8 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お昼休憩前まで審査の途中になっております議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の執行部からの説明が終わりましたので、これからは質疑に入らせていただきたいと思います。お一人30分程度というお約束ではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

(加藤) それでは、質問を順にしていきたいと思います。

予算書の81ページからまずはいきたいと思います。下のほう、職員研修事業です。この研修メニュー、時代とともにいろいろと新しいものが加わったり工夫して研修されているのだと思います。大枠で結構です。どういうものがあるのか、そして新しい研修項目などがもしあるようであれば、その辺もお聞きしたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 職員研修事業でございますが、鴻巣市では人材育成基本方針の研修基本計画に基づきまして、大きく分けて階層別研修、それから選択研修、専門研修、特別研修、この4つで大別をいたしております。階層別研修につきましては、新規採用研修から課長級研修まで、各階層に応じて全ての職員が受講する研修。それから、選択研修につきましては、地公法であるとか自治法であるとか民法、行政法、政策法務、こういったものを希望により受講するもの。特別研修につきましては、女性のためのキャリアデザインであったり自治大学校研修あるいは国土交通大学校等がございます。参考までに、本年度はまだまとまっていないのですが、平成30年度の研修につきましては延べ1,460人が受講をしております。また、新たな研修メニューということですが、毎年度研修については検討しております。今年の2月に新しくパワーハラスメントの防止研修を本年度新たに導入しているほか、メンタルヘルスセミナーですとか女性活躍研修、こういったものなどを実施しております。

す。

以上でございます。

（加藤）今の階層別、また選択、手挙げ、そういったものを含めると、人によっては若干回数的にも違うと思うのですけれども、おおむねで結構なのですけれども、お一人当たりが公務員定年になるまででどのくらい受ける仕組みになっているのか、難しいですか、どうでしょう。

（総務部参事兼職員課長）階層別研修が新規採用、初級、中級、上級、法制執務、主任、係長、課長補佐、課長級ということでおおむね10程度ございますので、そのほか選択研修等も1人1研修は受講しましょうということで毎年度実施しておりますので、最低でも退職までに50以上の研修は受けるという形になっております。

以上でございます。

（加藤）それでは、次のところに行きます。

83ページのところに移りまして、予算書中段に人事給与、職員総合事務システム事業というのがございます。この中で職員総合事務システムというものがどういった機能があるのか、ちょっと概要を教えてくださいと思います。

（総務部参事兼職員課長）職員総合事務システム、通常私ども庶務事務システムという形で呼んでいるのですが、出退勤の管理、それから休暇、休業、休職等の管理、時間外勤務の管理、それから特殊勤務手当の管理、給与支給明細書の出力、それから出張時の旅費の管理、こういった庶務的な管理をするシステムとなっております。

（加藤）その中で出退勤、超過勤務など、こういったものというのは本当のまさに庶務ですよ。こういう項目がシステムでできるとなると、集計業務などはかなり効率化するのではないかなと思うのですけれども、実際かなり省力化、効率化で貢献しているシステムということではよろしいですよ。

（総務部参事兼職員課長）現在出退勤のシステムは20台施設にございまして、各課の出勤簿の管理、それから職員課での集計が自動でできるようになってございます。また、昨年2月から保育士等についてもパソ

コンで出退勤等については実施することになりましたので、現在は全ての職場で庶務事務システムにより一元的な出退勤等の管理ができるようになっております。

以上でございます。

（加藤） それでは、85ページのほうに移りたいと思います。

85ページの真ん中よりちょっと上にホームページシステム事業というのがございます。ホームページシステムということで、前回台風19号のときに、本市だけではないですけれども、アクセスが難しいというようなところはいろんな自治体で経験していると思います。そういう意味で、現在のホームページシステムの仕組み、特にアクセスのルートというのがどんなやり方をしているのか、ちょっと概要を教えてくださいたいと思います。

（秘書課長） 今現在のホームページシステムは、いくくるウェブと呼ばれております株式会社スマートバリューのほうのシステムを提供いただきまして、サーバーの管理を行っていただいております。その中で、アクセスの上限が条件にもよりますが、1,000件までは通常のアクセスが可能だということになっております。ただ、この10月12日の災害時には1,180アクセス以上という記録が残っているのですけれども、そのアクセスがございまして、一時つながりづらい状況になったところで確認をしております。

以上です。

（加藤） 参考までにお伺いします。

仕組みとして、自庁式といいますか、サーバー、アクセスする元が役所の中に、庁舎にあるのか、今俗にいうクラウド型ということで外部の専門のサーバー屋さんのほうに委託しながらという、どっちのタイプでしょうか。

（秘書課長） 今現在はスマートバリューというところのサーバーをお借りし、自庁式ではなくサーバーをお借りして使用料という形で使っておりますので、クラウドになります。

（加藤） 先ほどアクセス数でつながりづらい時間帯、そういうところが

あったというお話ございました。災害のときの情報など、制度的に、仕組み的にも重層的でもいいから伝わるいろんなルート、伝わり方、手段があってもいいと思うのです。その辺は何か、今ホームページのところではあるのですけれども、今のアクセスがしづらい状況があったということ踏まえて、伝える手段として何かほかにはあるのでしょうか。

（秘書課長）まず、アクセス集中によりまして、こちらが取った対応なのですけれども、スマートバリューのほうにお願いいたしまして、通信速度を上げてもらう形をまず取りました。そのほかに災害用ホームページという形で替えられるのですが、通常のホームページに写真等、データの重たいものが掲載されておるのですけれども、災害用のホームページに替えますと、その写真等が省かれて本当に文字のみで軽くなる形があるのです。その形を取らせていただきましたが、この12日の大体4時から夜の6時ぐらいまでつながりづらい状況になったというのは事実でございます。

その上で、今後ホームページのみならず、もちろんツイッターにしましてはホームページからも更新をかけられるのですが、個人のスマートフォンからも市の広報担当は替えられるような形でとっておりまして、そちらのほうを介しまして替えたという事実がございます。

以上です。

（加藤）通信速度の工夫とか全体をアナウンス材料を軽くする、またツイッターというふうに必要な工夫をしていることは分かったので、この質問は以上になります。

では、次に87ページに行きたいと思います。87ページの真ん中、文書管理システム事業というのがございます。自治体によって違うと思うのですけれども、この文書管理システム自体は、例えばですけれども、上長のほうへ稟議を回すときに電子決裁をやれるような仕組みがあるのか、あるいはないのか、ちょっと参考にお聞かせいただきたいと思います。

（総務課副参事）現在導入している文書管理システムにつきましては、電子決裁の機能はついているものとなっております。

（加藤）ということは、現時点ではそれで運用は十分かなという認識な

のか、あるいは今後電子自治体とかICTの利活用、効率性、働き方改革という中では、もしかしたら研究、検討という位置づけであるのか、念のため教えていただきたいと思います。

（総務課副参事）文書管理システムの電子決裁機能につきましては、様々な幾つか問題点、課題等もあるかと思imasuので、そこら辺をちょっと今後研究しながら、今後システムを入れ替えるときに先進自治体等の先進事例等も研究しながら考えていきたいと考えております。

以上です。

（加藤）次、実は予定していたのが87ページのところの下の方で財務会計システム事業というところのちょっとシステムの概要を聞こうと思ったのですが、休憩時間にちょっと雑談の中で聞けてしまったものですから、時間の関係もあってここを割愛させていただきたいと思imasu。

次に、95ページに移りたいと思imasu。95ページでこの真ん中あたり、ふるさと納税促進事業、ここも聞こうと思っていたのですが、先ほどの補正のところでもいろいろと質問が出て、私も質問させていただいたので、これも予定していたのですが、省かさせていただき、次の97ページのほうの行政評価推進事業につきましても、行政評価のほうもちょっと休憩時間にお聞きすることができたので、時間の関係でこの3つは抜きにして次に行きたいと思imasu。

では、次の質問が99ページのところでお聞きさせていただきたいと思imasu。99ページの真ん中ちょっと下に国土強靱化地域計画策定事業というのがございます。強靱化ということで、先般の台風であったり、台風以外の災害等にいろいろ備えなければいけない、あるいはアフターとして考えなければいけないということを想定しているかもしれませんけれども、これについては例えば計画の期間ですとか予防策的なものなのか、あるいはアフターフォロー的なものなのか、この辺どの辺が中心になるのか、分かる範囲で教えていただければと思imasu。

（総合政策課長）国土強靱化地域計画については、まず地域防災計画が地震や風水害などの被害に対して予防策とか発生後の組織体制などを定

めているのに対しまして、強靱化のほうはあらゆるリスクを見据えまして、最悪な事態に陥ることが避けられるような、強くしなやかな行政機能、地域社会を事前につくり上げることが目的としております。その中で、ハード、ソフトの幅広い施策に関連しますので、全庁的な取組を行っていく必要があると考えております。

令和2年度につきましては、庁内検討委員会を立ち上げまして、その中で基本取組方針を検討し、取りまとめた上で計画のほうを策定していく予定となっております。

（加藤）今防災計画で想定しているもの、仮にそれ以上に市役所自体が機能不全みたいなきになるとか、そういったこともゼロではないと思うのですけれども、結構相当な最悪の事態というのはそういったものを含めた事態というようなイメージでよろしいでしょうか。

（総合政策課長）そのとおりになります。

先ほどちょっと計画期間ということで答弁漏れになってしまったのですけれども、計画期間については策定後、強靱化計画、地域計画については成果指標による進捗管理を行いまして、いずれは令和4年度からの後期基本計画、総合振興計画の中に組み込んでいきたいと考えておりますので、当初については計画期間のほうは設定せずに、総振のほうに組み込んだ段階で総振のほうと合わせた期間にしていきたいというふうに考えております。

（加藤）今ご説明いただいた期間を設けず、また総振に組み込むということでもありますけれども、国の一般的な傾向の中では、今度市町村がいろんな事態が発生したときに、お金、資金面での助けとかするときに、ちゃんと計画にのっているものだよというときがあろうかと思えます。なので、そういう意味では最悪のことも想定した国土強靱化地域計画の中に盛り込むべきことをしっかりと盛り込んでいただくのがいいかと思うので、また引き続き注視してまいりたいと思えます。

次の質問に行きます。同じ99ページです。真ん中よりも若干下、A I等を活用した働き方改革ということで、R P A支援業務委託料とかございますけれども、ここのA Iというのはかなり幅広く使われる言葉になり

ます。人工知能ですけれども、現在のところこの中にのっているもの以外で想定しているもの、頭の中で考えているものがあつたら、ちょっと参考にお聞かせいただきたいと思います。

（総合政策課長）主な業務というか、A Iについては、まずはR P Aという定型的なパソコン作業を自動化するソフトウェア型ロボットを使いまして、これまで紙やデータをもとに職員が業務システムに手入力していた処理を元データを整えた上で入力箇所、それから手順等をソフトウェア型ロボットに指示をして自動入力処理をする、そういったことで事務の効率化を図っていききたいというのが1点と。

2つ目は、市民からの問合せに対しまして、24時間自動応答するチャットボットを市ホームページのトップページに配置しまして、業務効率化と市民サービスの向上について検証を行っていききたいと思います。実施期間については、おおむね4月から開始しまして半年間、9月末までを予定しておりまして、内容についてもホームページでもアクセス頻度の多いごみ、リサイクル、それから妊娠、出産、子育て、手続、証明、そういったカテゴリーで実施する予定です。

（加藤）実際チャットボットとかというお話もありました。A Iを導入して今後こういったものを発展、進めていこうというふうな初めての取組かなと思うのですけれども、近隣では何かこういうのを先駆的に取り組んでいるところもあつたりするのでしょうか。もし分かれば。

（総合政策課長）県内の導入状況では、R P Aについては8団体が導入済み、それから11団体が令和2年度に導入予定という形になっておりまして、近隣ですと北本市とか伊奈町で実証実験のほうを行っております。A Iチャットボットにつきましては、導入済みが県内で3団体、令和2年度の導入予定が1団体という形になっております。

（加藤）A Iについては、今後の新年度どんな形で進むのか、注視してまいりたいと思います。

では、次に行きます。101ページに移ります。101ページの真ん中よりちょっと下、情報系システム事業、ちょっと確認の意味で情報系システムとしてカテゴライズされているのは、こういったものがあるか確認させ

ていただきたいと思ひます。

(情報システム課長) 主に職員が内部事務で使うシステムを定義してありまして、代表的なシステムとしましては本市で使用するパソコンやサーバーの管理を行います資産管理システム、あと職員のスケジュール管理やメール、掲示板等の業務の管理を行いますグループウェアシステム、また文書の起案、ファイリングシステム等の管理を行います文書管理システム、あと伝票の起票であったりとか予算の入力等で使用します財務会計システムなどがござひます。

以上です。

(加藤) 今幾つかシステムの名前が出てきました。ちょっとセキュリティー絡みのことにつながっていきたいので、103ページのほうに移動した形でご質問をさせていただきたいと思ひます。

103ページのところでネットワークシステム事業が上段のほうにあって、その次にセキュリティー対策事業がござひます。そのセキュリティー、ネットワークを通じてデータをやり取りしている中に、場合によってはセキュリティーがウイルス対策とか必要な、ディフェンスが必要だということになるかと思ひますけれども、先ほど情報系の中のシステムでグループウェアがありますよと。そうすると、一般的にはそのパソコンからインターネットで検索するため外に出ていく。外に出ていく、中に入っていく、そういった出入口のところに日々ウイルス対策を最新のものにしていくには、かなりエネルギーと費用がかかるものではないかなと推測するのですけれども、そのパソコンの中で内部事務をやることと外に見に行くと、そこの特に外に見に行くところでのディフェンス機能が今現状としてどうなっているのか教えていただけますでしょうか。

(情報システム課長)本市の内部事務等で使うネットワークなのですが、L G W A Nの接続系を主に使って業務のほうを進めております。ただし、インターネットの世界に出る場合、平成29年5月からインターネットの回線とL G W A Nの回線を分離いたしました。インターネットの世界に出るためには、埼玉県が構築しました埼玉県自治体情報セキュリティクラウドというところからインターネットの世界に出るような形になって

おりますので、回線を完全に分けてしまった状況になっておりますので、外から中に攻撃されるようなことはございません。

以上です。

（加藤）イメージの再確認です。

パソコンがあって、グループウェアとかもここでばたばたやってチェックができる。それで、内部事務ですから、そこはそこの中で回線の中で見に行く。ただ、外に行くときというのは費用が先ほどかかるだろうと言っていたのですけれども、そういう面も含めて埼玉県クラウドのセキュリティーのシステムを共用してやっていると。では、電車なんかでよくレールのところが分かれたりするではないですか、道が分かれていくみたいに。パソコンから内部事務をやる時と外に行くよというときは、ではそのレールが変わって、ここに埼玉県の共通のクラウドの出入口とセキュリティーの関門みたいなのがあって、そこを通過して外の世界のものの情報を見るというイメージでよろしいでしょうか。

（情報システム課長）平成29年の切替え以前は、インターネットを見る場合にはインターネットエクスプローラーをクリックすればすぐインターネットの世界に出られたのですが、現在はまず埼玉県につなぐ手続を、RBSという技術なのですが、使って、一手間かけて外に出るような算段になっておりますので、完全に作業は分離されている状態でございます。

（加藤）それでは、同じ103ページの真ん中よりちょっと下、埼玉県市町村電子申請共同開発運営事業ということで、こちらについては活用状況、今どんな感じなのかというのと今後の見通し、伸びていますよということなのか、いや全然使っていないのですよということなのか、ちょっと聞きたいと思います。

（情報システム課長）令和2年3月16日現在なのですが、電子申請の利用状況につきましては295件となっております。参考までに昨年度につきましては年間で125件ございました。

今後のサービスの見通しでございますが、本年度新たに2つの業務、電子申請できる業務を追加しまして、31の業務で電子申請・届出サービス

の提供を行っております。また、令和2年度からはさらに2つの業務を加えて合計33の業務で電子申請・届出サービスの提供を行う予定となっております。

(加藤)次に、103ページ、マイキープラットフォーム運用事業につきましては、私のほうではマイキープラットフォームを運用する基となるマイナンバーカード、この取得状況とかどのように増やそうとしているのか、アクションしているのかと聞こうと思ったのですが、違う質問の中でお聞きすることができたものですから、これはちょっと割愛させていただきたいと思います。

次に行きます。125ページに行きたいと思います。125ページの中段、結婚支援事業、これにつきましては今のところ実績、それと今後の戦略などがあればお聞きしたいと思います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長)結婚支援事業につきまして、実績ということですので、まず元年度の実績のほうをお答えしたいと思います。まず、以前の婚活こうのすの登録者につきましては、昨年度末182名おったのですが、マッチングシステム登録、今年度末94名ということで激減しております。こちらにつきましては2年間の更新期間が来たために、更新手続きをしていただける方が少なかったことが主な要因になっているかと思っております。それに伴いまして、イベントの開催につきましては委託事業が8回、補助事業が1回ということで合計9回登録者を対象に開催いたしました。そのイベントに対しまして参加いただいた人数につきましては、男性59名、女性44名、合計103名の方がイベントのほうには参加いただいております。その合計9回やっている中で、カップルとして成立したものは19組おりますが、その後の追跡を行っていないので、申し訳ございませんが、その後成婚したかどうかまではちょっと確認取れておりません。鴻巣で行った事業につきましては、元年度、一応そのような結果になっております。

また、2年度に埼玉県の方の婚活を行っております恋たまという通称で通っているのですが、SAITAMA出会いサポートセンターというところが運営しております運営協議会のほうに、鴻巣市として負担金を

払って加入する予定でおります。こちらのほう加入したときに、通常ですと2年間の登録料が1万6,000円なのですが、市町村会員になることによって5,000円安くなって1万1,000円で登録できるというメリットがございますので、そのように一応考えております。

（加藤）時間の関係があるので、ちょっと次に行きます。

それでは、131ページに移りたいと思います。131ページの一番上、市県民税・諸税賦課事業です。今回例えば確定申告の申告期限の延長に伴って、多くの方はそれでも通常どおり確定申告を済ませている方も割合的には多いのではないかなと思うのですが、仮に間に合わない方がいたときには、普通徴収のところはずれて3回分という考え方でいいのか、ちょっと念のための確認です。

（財務部参事兼税務課長）今回新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告の申告期限が3月16日から4月16日まで延長になりました。申告に慣れている方については、e-Taxだったりとか、あるいは個人営業の方とかそういった方は税理士さんに申告書の作成等を依頼している方が多いと思うのですが、期限前のそういった申告で課税が可能だと考えているのですが、実際には3月17日以降の申告がどのくらいになるのかというのはちょっと分からないのですが、ただ普通徴収の方よりも特別徴収で確定申告された方に影響があるのかなというふうには考えております。特別徴収の場合は、5月締め税更正に間に合えば、6月の税額変更が可能となります。いずれにしても、可能な限り当初課税に反映できるように努めてまいりたいと思います。

（加藤）あと1問ですみません。133ページの滞納整理の事業になります。先ほども予算の中で個人市民税の滞納の繰越しの収入あるいは固定資産税もそうです。そういったところで減少しています、滞納繰越は。私は前回の決算のときにも思ったのですが、かなり現年度に力を入れていて、その現年度に力を入れることによって滞納、なるべく過年度になってしまうと取りにくいというか、徴収しづらいので、そういった努力の現れをすごく感じるのですね、この予算から。やはり今年度も予算の中で現年度で強く取り組んでいただくことが税の仕組みからいうとい

いと思いますけれども、その取り組みスタンスを確認して最後の質問とします。

(収税対策課長)今年度も引き続き現年度の徴収に力を入れております。滞納整理は早期着手が効果的であると考えておりました、まず一斉催告を10月に1回目を実施しまして、また1月と2月にも一斉催告を実施して納付書を同封しております。現年度分のみの滞納者の財産調査も早期に着手し、発見した預貯金や給与等の継続債権、また国税還付金などの差押えを執行して、滞納繰越となる収入未済額を抑えるため、日々取り組んでおります。

以上でございます。

(潮田)歳入39ページ、歳出103ページです。39ページではマイナポイント事業費補助金、歳出103ページのところからになりますけれども、マイキープラットフォーム運用事業、実際に市民の立場でどういうことが始まるのかというのを詳細説明いただきたいと思います。

(情報システム課長)令和2年度からキャッシュレス基盤ということでマイナポイントという形で新聞等の発表ございましたが、プレミアムポイント2万円に対しまして25%の5,000円がつくという形の事業がスタートいたします。令和2年の9月から令和3年の3月までプレミアムがついたキャッシュレスの部分のマイキーの事業のほうにスタートする予定となっております。あと先ほど午前中もお話ありましたとおり、令和3年の3月から保険証としての機能も持たせるような形で国のほうはシステムのほうの構築を行っているということをお聞きしております。

以上です。

(潮田)どうしても期限が区切られているものだと、その周知というのがすごく大事だと思います。この周知については、今までこういった形のものというのは初めてですよ。ですので、そういった周知はどのようにしていくのでしょうか。

(情報システム課長)マイナポイントの関係でご説明させていただきますと、サービスのスタートが令和2年の9月からスタートになりますので、実際マイキーIDの設定の支援が行われる期間が令和2年8月末ま

で設定の作業のお手伝い等を市のほうで考えております。また、2月、3月で確定申告会場のほうでPRする予定でしたが、3月につきましては新型コロナウイルスの関係で会場でのPRのほうはちょっと自粛しておりますが、令和2年度に入りましてサービスがスタートする9月までにまた直前の申込みになりますと大変混み合いますので、予定としては6月、7月ぐらいにまた外に回って広報活動を続けたいと思っております。あと場合によりましては窓口の延長ということも考えていまして、市民課または吹上支所さんの窓口なんかで今勤務時間内に受付を行っているのですが、場合によっては窓口の延長という形も今後考えられるのかなと思っております。

以上です。

（潮田）若い世代の方たちがこういったキャッシュレスをやる方も多いのですが、市の公式ツイッターとかでもお知らせはしているものなのでしょうか。

（情報システム課長）ホームページ等では出ておるのですが、まだツイッター等の活用をしていませんので、SNSも有効に活用して広報活動に努めたいと思っております。

以上です。

（潮田）はっきり言って、若い世代の方たち、あまりホームページ見ないかなというふうにも思いますので、より簡単に目にすることができるようにということ、あらゆるツールを使って、これやっぱりお知らせすることがキャッシュレスの進展に物すごく大きく影響するかなというふうに思いますので、それをやっていただきたいと思います。

続きまして、歳入で61ページ、合併振興基金繰入金ということになっているのですが、合併振興基金、これについては合併特例債は令和2年で終わります。だけれども、合併振興基金、合併振興基金利子は特例債終了後も使えると思うのですが、今後の使途予定について詳細、今までもこうのとりのほうで使っていたりとかというふうにあると思うのですが、これを教えていただきたいと思います。

（財政課長）それでは、合併振興基金の関係についてお答えさせていた

だきます。

合併振興基金ですけれども、今現在2事業に繰入れをさせていただいております。今後の活用というお話ですけれども、2事業に関しては今後も継続的に繰入れをしていくものと考えております。しかし、その後の事業に関しましては、合併特例債が活用できなくなるということもありますので、それに代わる財源としてこの振興基金が重要なものと考えております。ただ、現段階で令和2年度の予算編成、令和2年度をこれからお願いしております、令和3年度以降の予算編成で何の事業に活用していくのかというのを、令和2年度の最中で検討していくところになっておりますので、こちらで今現在言えるのは限られた財源を有効活用できるように、対象事業を検討していきたいと考えております。

以上です。

(潮田) 今これの基金の残高を教えてくださいのと、先ほどこれから討議するということですが、これについては本来合併振興基金という名称がついておりますので、合併協議のときに協議をされていた中からなのかなと思うのですけれども、そういった縛り等はどのようにしているのでしょうか。

(財政課長) まず、残高についてお答えさせていただきます。

本予算をご承認いただきました後の令和2年度末の基金残高見込額を申し上げます。約29億4,000万円となる見込みとなっております。それと合併振興基金、こちらのほうの内容なのですけれども、合併振興基金は果実運用型の基金として地域における市民の連携の強化及び地域振興のための事業に資するために、基金から生じる利子を活用して事業展開を行うことを目的として、平成18年3月に合併振興基金を設置させていただいております。

また、基金設置当初はソフト事業のみの活用ということをおっしゃっていましたが、平成18年12月に総務省から通知が出ておまして、前年度末までに償還が終わったもので新市建設計画に位置づけられた事業であれば、ハード事業への活用も可能という見解を頂いております。そのことから、合併振興基金の活用なのですけれども、新市建設計画に位置づけ

られているハード事業に関してもここでオーケーということが出た以上、合併特例債を活用した事業に関しては新市建設計画で特例事業として総務省のほうからもオーケーを頂いている事業になりますので、そちらの事業にも活用は可能となっておると考えております。

（潮田）ということは、合併特例債は令和２年度で取りあえず終わる、16億がどのように使うかというのは本会議のほうでも確認ができました。そうすると、まだ29億という、全部がハード面ではなくてソフトも当然あると思うのですけれども、そうするとこれは何か新しい建物を建設するというときにも可能であるということによろしいでしょうか。

（財政課長）先ほども申しあげました新市建設計画に位置づけられているものということになりますので、新市建設計画の中で読み込めるハードな新たな建物というものであれば活用可能とは考えております。

（潮田）そうすると、新市建設計画の中で今まだ残っているもので該当するかもしれない事業というのが何かありますでしょうか。

（財政課長）新市建設計画の重点事業というものがあつたと思います。その中で、まだ未達成のもの、例えば川里中央公園とか共和箕田線とかですか、そういったものなんかは……

（何事か声あり）

（財政課長）富士見通線ですか、そういったものがまだ重点事業の中でできていないものとかがありますので、そちらに関しては合併に資する新市建設計画に入っているものになりますので、まだ未着手のものの一部にはなると思っております。

（潮田）分かりました。楽しみにしたいと思います。

99ページの賑わい創出交流拠点整備事業について伺いたいと思います。現在の進捗状況、今後の全体スケジュール、令和２年度中はどこまで進めるのか、運営準備団体補助金とここにはなっておりますけれども、これはどのように選定をしていくのか伺います。

(総合政策課長) まず、現在の進捗状況でございますが、賑わい創出交流拠点整備事業、基本計画の策定業務委託において概算工事費や有効活用方針などを整理した基本計画について報告書が納品されたところです。今後のスケジュールにつきましては、令和2年度に基本計画を踏まえた施設の改修の実施設計の業務を行いまして、令和3年度に改修工事、令和4年の2月にオープンを目指しております。また、実施設計については、埼玉県のふるさと創造資金を活用する予定となっております。令和2年度中、どこまで進めるのかについてですが、まず施設整備実施設計を行うほか、必要な設備、テーブル、椅子などの什器類についても検討のほうを進めていきたいと思っております。また、実施設計に当たっては、実際に運営する事業者の意見を取り入れる必要があるというふうに考えておりますので、施設の中心となる食の提供を行う運営事業者を公募する予定です。

最後に、運営準備団体の補助金についてですが、こちらは公募で事業者を選定した後、女子栄養大や薬科大学、それから農業生産者、商工会、観光協会などの団体と連携を図りまして、運営体制の構築を進めてまいります。その中で、知識と経験が豊富な講師を招いたセミナーの開催、地場産品を使ったメニューの開発、それからワークショップなどの事業を計画しております。この補助金については、その実施に必要な講師への謝礼、それから大学生への交通費、食材の調達に係る費用、キッチンの使用料などを想定しております。こちらについてもふるさと創造資金のほうを活用する予定です。

(潮田) そういたしますと、先ほど事業者からの意見を聞くとありました。公募をするとありました。公募はいつぐらいから始まるということによろしいのでしょうか。

(総合政策課長) 一応実施設計が始まりますので、なるべく早い段階で6月ぐらいから募集をかけまして、秋、9月頃には選定を行いたいというふうに予定を組んでおります。

(潮田) これについては事業者を決める。例えばパブリックコメントみたいな、市民の皆さんからここへの意見とかというのを求めるような手

法は取るのでしょうか。

（総合政策課長）今年度も実際にワークショップのほうを開催しております。先ほど申し上げた女子栄養大や日本薬科大学、それから若手の職員なども加わってワークショップのほうを行って、様々な意見をもらっておりますので、そういった部分も反映させながら、にぎわいのある施設としていきたいというふうに思っております。

（潮田）今の説明ですと、もう既に顔の見える方たちからの意見は聞けるけれども、広く市民から新たに声を求めるという手法ではないということではよろしいのでしょうか。

（総合政策課長）先ほどの答弁でもあったのですが、今後連携を強化していくということで、農業生産者、それから商工会、観光協会などそういった団体の意見も踏まえながら進めていきたいというふうに思っています。

（潮田）同じ99ページ、先ほど加藤委員のほうからも質問いたしましたのですが、AIを活用した働き方改革推進事業のところ、実際に市民の方にとってメリットがあるのは先ほどのチャットボットのところとかですけれども、ほかに市民にとって目に見えるようなメリットというのはどんなところがあるのでしょうか。

（総合政策課長）こちらはAIを活用することで、当然業務時間の削減につながるという部分もあるのですが、現状の業務のプロセスなどを見直すことで職員に業務改善の意識を植え付けるといった働き方改革にもつながりますので、そういった部分で市民サービスの向上につながっていくものというふうに考えております。

（潮田）具体的な事業で市民が問合せをする、それに対してチャット形式で答えてもらえるというもの、それは1つは理解したのですが、それ以外のことで何か市民が直接関わることで何か事業内容ではありませんか。

（市長政策室副室長）（齊藤）この事業、事業名にもあるように主眼が市の働き方改革という部分がメインとなっておりますので、おっしゃるとおりチャットボットも含めて市民がどのように今後活用できる、市民

の利便性のサービスとしてA I だとかR P A はどういうふうにできていくのかというのを今実証実験していくという中で、他市の状況とかを踏まえて研究していきたいというふうに考えていますので、今具体的にこれが市民の利用に、サービスにつながるというのはちょっとはっきりは言えないですけれども、今後そういうものをいろいろ幅広く研究していきたいというふうに考えております。

（潮田）すみません、今私確認したかったのは、前に9月議会に出ていたかな、他の議員が一般質問でやっていた道路とかなんかの危なくなっているところを写真を撮ってそれを送る、それに対してすぐに対応するといった、それもこういった事業の中でできるのかなと思ったのですが、それとは別ということでしょうか。

（総合政策課長）道路の件で危険な箇所を写真を撮って市のほうに送信して、それを基にまた市のほうで業者に発注するといった、そういった使い方をしてる自治体もございます。ただ、来年度については、まずはチャットボットとR P A ということの実証実験を行っていく予定であります。

（潮田）歳出103ページでW i - F i 整備委託料がございます。これを見ますと、国庫補助はあるようにはここには書いていないのですが、国のほうで防災に関わる場合の観点から防災拠点避難所、避難場所、官公署及び被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的拠点の博物館、文化財、自然公園等における公衆無線L A N 環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部を補助するという事業がありますけれども、これを鴻巣市の今載っているW i - F i 整備委託料の中には入っているものなのでしょうか、確認をしたいと思います。

（情報システム課長）委員ご指摘のとおり、総務省の防災に係る国庫補助金がございます。鴻巣市におきましても国庫補助金の活用を計画しております。ただ、令和2年度の公衆無線L A N 環境整備支援事業につきましては、公募の公表がされましたのが令和2年2月14日に発表になりましたので、当初予算のほうの計上にはちょっと間に合いませんでした。今後交付の内示を受けた後に補正予算等で対応することを予定しております。

ますので。

以上です。

(委員長) 潮田委員、あと9分です。

(潮田) そういたしますと、今のお話聞いて、当初提案説明のときから内容的にはこれと同じだなというふうには思っておりましたので、だったのですけれども、それは交付できるという、一応条件は全部そろっているということ、それを交付決定を待つだけということによろしいでしょうか。

(情報システム課長) 手続の段取りとしましては、本年7月30日までに公募の申請をする形になりまして、国のほうで審査を受けた後に交付の内示が出まして、それから本申請とかという流れになっております。本市が申請する施設につきましては、福祉避難所等を含めた公民館等の建物で申請を行う予定になっておりますので、その部分につきましては補助対象となっておると思っておりますので、対象となつて補助のほうは受けられると考えております。

以上です。

(潮田) 国庫補助、これ2分の1のものですけれども、今出ている、予算で計上されているものの全部が半額になるのではないということになるのでしょうか。

(情報システム課長) 19の施設で申請を予定しておるのですが、その中に一部避難所等の該当になっていない建物がございますので、その部分につきましては申請を上げた段階ではじかれてしまう場合もございますので、全てではないのかなと考えております。具体的には、花久の里についてWi-Fiのほうを整備したいのですが、こちらのほうは避難所等の指定を受けておりませんので、申請してもはじかれてしまう可能性はあるのかなと。ただ、利用される方は多いので、Wi-Fiの関係のほうは整備させていただきたいと考えております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時44分)



(開議 午後3時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、財務部長のほうから意見を求められておるので、お願いします。

(財務部長) 意見ではなくて。

(委員長) 意見ではないのだ。お話をしたいと。

(財務部長) 先ほどの潮田委員さんの質問に対する答弁の中で、合併振興基金の話がちょっと財政課長のほうから答弁させていただきましたけれども、新市建設計画に載っている重点事業、こちらも合併振興基金の活用先として候補の一つになりますが、その部分だけではなくて、今後それ以後また時代も動いてきますので、今後新しく合併に資する事業が出てきた場合には、そちらにも活用はさせていただきますので、その重点事業だけというご理解ではなくて、今後もほかの事業に活用し得る可能性はあるということだけご了解いただきたいと思います。

以上です。

(委員長) それでは、引き続き議案第24号 令和2年度一般会計予算について質疑を求めます。質疑ありますか。

(坂本(晃)) まず、今の財務部長の話、せっかく出たのだから、少しそれについては意見があるのだよ。やっぱり合併の中で新市建設計画というのは、鴻巣も新しいまちづくりをすることで行われた設計図だよ。それが完成してないうちに新たなものをどんどん入れてくるというのは、これもそれはありかもしれないけれども、まず優先されるのは新市建設計画のその部分だと思うのだけれども、それについてはどうだろう。

(財務部長) 今委員さんのおっしゃるとおり、合併時の決め事が入っている事業ですから、そこは例えば合併特例債もなくなりましたけれども、そこにはしっかりとした財源を手当てしながら、やっていかななくてはならないと思います。その進捗状況を見ながら、判断してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

(坂本(晃)) 考え方によっては、ソフト事業だけでも、それを例えば

合併振興基金をソフト事業にはずっとオーケーだと言っているわけだよ。それやればほかのソフト事業に係る部分はそっちに回せるのだから、本当は同じなのだよ。全体的から見れば同じなのだけれども、やっぱりそれはきちんと特例債事業は特例債事業で、やってきた新市建設計画はそういうものだよということをやっぱり位置づけているのだから、それはきちんと守るべきだと思っている。それは、あまりあっちもこっちも使えるよって言わないで、これだけはきちんとやっていくのだという方向できちんと捉えてもらいたいのです。いいですか。

（財務部長）合併振興基金につきましては、使えるというちょっと制限が、果実運用型というところもありましたので、ソフト事業を優先的にやってきまして、返済が終わった分については充てられるというようなところでございますので、実際に全部返済が終わるのは令和4年になりますので、その時点でまたいろいろ検討してまいりたいと考えています。以上です。

（坂本（晃））それでは、私が聞こうと思った95ページ、総合教育会議についてです。こここのところでいろいろ笠原小学校のことや何かいろんなことを問題視されているところでございますが、この教育会議というところがやっぱり鴻巣の教育の一番の基本を決めていくところかなと思っています。その開催状況についてまずは聞きたい。

（総合政策課長）総合教育会議につきましては、令和元年度8月6日と2月19日、2回開催しております。8月6日の会議では、鴻巣市教育大綱について、それから鴻巣市立小中学校通学区域審議会の答申について、2つの協議事項で意見交換がなされました。2月19日の会議では、鴻巣市立小中学校の適正規模及び適正配置について、それから公民館の今後の方向性についての2つの協議事項で意見交換がなされました。

（坂本（晃））その協議、これはオープンだったということで、見に行かなかったのが残念だなと思っているのですけれども、いつ開催されるか分からなかったからね。頭になかったのです、そこまでは。申し訳ないけれども。そんな教育委員会のほうの報告として、適正配置の担当の配置は協議する組織の設置など対応策について考えが述べられたとあり

ますが、これは小中学校の在り方検討委員会ということでもいいのですか。その対応策についての説明というのはそういう理解でもいいのですか。

（総合政策課長）2月19日の会議では、あくまでも小中学校の適正規模、適正配置について教育委員会の意見を述べたと、審議委員さんと意見交換をしたという形になっております。

（坂本（晃））今回本会議のほうでも笠原小学校について新入生、予定児童、その過程において、我々が聞いているのは教育委員会から笠原小学校でいいのですかというような働きかけがあったと。やっぱり不安を持ってどうしてもこのまま行っていいのかなって、そういう心配があったという中、いろんなのを聞いているのですよ。そういう中で出てきた。だけれども、夏頃にやっていた審議会では、答申としては送迎はしないよと、親の責任において指定校変更であればそれは認めますよということだったのだけれども、今回は親の要望があったから、今度は迎えに行きますよという教育委員会の結果が出たのだよね。だから、そういうことが本当にそれ審議会の答申に沿ったものなのかなと。佐藤部長の答弁は、審議会に沿っているとはっきり答えていたけれども、我々から見るとそうではないように見えるのですよ。だから、それはそういう総合教育会議の中でもそれらについては協議はされているのかどうかと疑問に思ったのですけれども。

（総合政策課長）教育会議、第2回の適正規模、適正配置の会議の中では、教育委員会や市が方針をしっかりと打ち出して、保護者や子どもたちのサポートをしていくべきだと、そういった意見もありました。そういうのを受けて教育委員会では今後検討していくことになるかなというふうに思います。

（坂本（晃））今回は指定校変更ということを経験して2キロ以上超えた場合に当たるので、教育委員会が車を用意して迎えに行きますよということになったのですけれども、このほかにもそういう指定校の変更というのは多分ほかではほとんどないと思うのだけれども、こういうことが起きてくると思うのです。何かほかのことでも。だから、そうした場合にこれ教育委員会ではないから、ここで答えるあれではないかもしれま

せんけれども、でもやはり総合教育会議という一番基本をなすところを担当している部であるので、その辺についてはどういう考えを持ってくるのかどうか。

（市長政策室副室長）（齊藤）総合教育会議の目的というのは、これ審議会ではなく、市長部局と教育委員会部局がお互いに意見を交換し合う、もしくはお互いに隠し事ないというか、言い方は変なのですけれども、お互いに情報交換しましょうという場なので、協議するというよりも今こういう状況ですよという報告をするような、教育委員さんと市長部局と市長と、市長と教育委員さんとの情報交換の場としての内容になっていますので、例えば総合政策課が、市長政策室が教育に対して意見を言うとか、考えを述べるとか、そういう場ではなく、あくまでも情報が共有される場という、昔で言うと大津で死亡事故が、自殺の事故があって、それを教育委員会は隠していたと、市長は全く知らなかったということで非常に社会問題になった事件がありましたけれども、そのような隠し事がないように情報を共有しましょうという場ですので、この適正配置について一つとなってこういう方向に進めましょうという場ではないので、ちょっと市長部局からすると一步踏み込んだ考え方というよりも、あくまでも情報交換の場としての総合教育会議ということで位置づけておりますので、その辺このあたりでお願いします。

（坂本（晃））今のこの会議の様子見ると、教育委員5人と市長で、6人で協議しているわけだよね。この会議ではね。そういう中で、市長がいるということになると、やはりそうは言っても教育委員だって教育長だって任命されているほう、教育委員はそれこそ任期を持って終わるか、また再任されるかというような状況の中で、そういう中でいろんな本当の意見が言ってもらえるかどうか。やっぱり教育委員会として5人の中で学校教育についてきちんと協議するのだということであれば、いろんな様々な意見が出るかもしれない。ところが、そこに市長がいるので、議長として市長がいるので、そういう市長がいる中で、では鴻巣の教育についてどうだという、はっきりやっぱりこれなかなかやりづらい。だから、本当のところはこの総合教育会議の中では出てこないのではな

いのかなど。やっぱり市長の意向を考えながらって、教育委員会としてはそういうふうになってしまうのではないかなという気がするのだよね。やっぱりそれはそうではないことを信じるけれども、そういうことが色合いが強くなってきたら意味合いをなさない、意味がなくなってしまうということだよね。単に情報交換だけだったらいいけれども、そうではなくてやっぱりある程度決定権を持って教育の方向性をここで出していくのだと思っているのだよ。だから、そうなれば本当にこういうことありました、情報交換だけだったならそんなものでないけれども、その6人で協議したことによってこういう方向性ですよということに従って教育委員会は動いていくと思うのだ。そうすると、やっぱりその意味合いが強くなってくると。今後その辺の注意しながら、しっかりとやっぱりお互いに、教育もそうだけれども、自由にそういう発想を出せる、自由に指摘もできるという、そういうものでないと困るかなと思っているの。今後そういう方向に持っていけるかどうか。

（市長政策室副室長）（齊藤）先ほども申し上げたとおり、教育委員会という組織と市長部局という別の組織がお互いに情報交換する場、そのときに教育長、教育委員会の中で教育長が教育委員会の考え方を述べることもあると思います。それを教育委員さんたちも伝える場でもあると思いますけれども、それを市長と情報交換する場であるということは間違いありませんので、そこで市長が例えば教育委員会に対して命令するような、そういう状況ではないというふうに考えております。

（坂本（晃））命令まではいかななくても市長はこうだろうなという、よくはやり言葉だった付度ではないけれども、そういうことでも考えながらやっていたら本当のいい方向は出てこないのかなと私は思っていますので、その辺についてはもうこれ以上やってもしょうがないということとで。

では次、市内の全ての小中学校を対象に適正化について検討を進めると、よりいい環境、よい環境をつくるのが教育委員会の責務であることがあってあるのですよね。今後教育委員会としては小中学校の適正規模、適正配置ということとやっていくと思うのだけれども、それらについて要

するに片や予算、いろんなことを組んでいくような経営政策のほうで、それについて今後どのくらいのことでこういうふうにならしているのだろうと。例えば何年後にそういうことをスタートさせるとか、すぐできるのであるのかもしれないけれども、もう既に笠原小学校、何年か後にはもう廃校になるかなというような状況になってしまっているのです。それは、だけれどもそこだけでやるのではなく、全体的の中で考えていくのだということを、やっぱりこれは総合政策だと思っただよ。教育も十分入ってくるけれども、その辺を総合政策課のほうでどういうふうにするのか。

（市長政策室副室長）（齊藤）市長政策室では、例えば当然に立場が違う部分でありますから、市長部局として例えば公共施設等総合管理計画等を見据えた中で、公共施設の在り方について学校を含めて検討する場合、検討はするかもしれませんが、あくまでも適正配置であるとか、そういう部分については教育委員会が決めることですので、立場が違う部分での考え方というのはあると思いますけれども、今申し上げたとおり、市長部局では公共施設の総合管理計画、40年後を見据えた中で学校を含めて考えていく市長部局の立場と、あとはそうではなく子どもたちの学習等を踏まえた中での教育というところでの教育委員会の立場があるかと思っておりますので、その部分としてはやはり違う考え方、違うと思いますか、そもそも根本の考え方は違ってくるというふうには考えております。

（坂本（晃））今の教育の、子どもの教育とか、そういう部分はもう教育委員会は当然当たり前なのだ、それは。では、まちづくりの観点から見たときに、小中学校の適正配置だとか、要するにその地域に、エリアが今まである学校がなくなるという、やっぱり新しい人を呼んでもなかなかそこに住みつかないよという部分もあるわけですよ。それについては関わるのではないかな。

（市長政策室副室長）（齊藤）仮に公共施設等管理計画を見据えた中でいろんな公共施設の再編だとか見たときに、小学校、仮にどこの学校とはなく縮小していった場合、当然にそこを今後のまちづくりとしてどう

いうふうに考えていくかというのは、総合政策、市長政策室の中で考えていかなければならないというふうに考えておりますけれども、それぞれの時代によって、埼玉県知事がスーパーシティ構想を掲げていたり、その時代、時代によってまちづくりの在り方というのは変わってくると思いますので、そのときそのときの状況を踏まえて検討していかなければならないと思っております。

（坂本（晃））公共施設の在り方で、見直ししていくとか、そういうやっていく中で、今回の先ほど賑わい事業ではないけれども、新しいものをぼんと買って、ではこれをどう活用しようかと考えるわけですよ。新しい公共施設が増えてしまうのだよね、早く言えば。そういうことも出てくるのだよ。だから、やっぱりそれは簡単に、ではそれがマネジメントの中でいろいろこれでやるのだというわけにはいかないと思うのだよ。いろんな難しいところはあると思う。だから、それはやっぱりそれが総合的なところなのだよ。教育分野も、それは教育独立しているかもしれないけれども、鴻巣市としての行政の中で見れば教育もこういうほかの部局も一緒なのだよ。そういう考え方をしていかなければ、ではこれは向こうですよって逃げてしまっただけでは困るのだよ。やっぱりそれに対してもきちんとそれは、決定権はないかもしれないけれども、アドバイスや何か、そういうのは幾らでもできると思うので、やっぱりそれで本当にいいまちづくりができるのではないかと考えているのだけれども、その辺はどうでしょうか。まとめとして。

（市長政策室副室長）（齊藤）この人口減少、少子高齢化という中では、いろんな大学の先生とかが本とか出している中で、やはり学校の在り方というのはどうしても縮小の方向で進んでいるのが現状になっています。そういうところも踏まえて、必要なものは当然に続けて継続していかなければならない、もしくは今回のローンセンターのように市民アンケート等であの辺りにカフェが欲しいとか、そういう要望というより意見が多かったところ等も踏まえて、全体的にまちづくりを考えているわけですので、今後やはりそういう市民の声だとか、いろいろな先生たちの考えとか、幅広く意見を聞いた中でまちづくりを進めていく必要がある

ると考えております。

（坂本（晃）） どう考えているか、市民の声が幾つか聞けたらこれが一番いいのだなということになるかもしれないけれども、なかなか全部の市民が公平に、ではそれを活用できるかといったら、なかなかそうもいかないよと。ある程度はしようがないと思う。だけれども、やっぱりなるべく多くの人に関わって、平等にいろんなことが関われるような、そういう施設になってもらいたいし、それは今後期待しています。

では次、99ページ、第6次の総合振興計画後期基本策定事業についてということでございますけれども、まず最初にこの手続についてどんな流れになっていくのか、それを教えていただきたい。

（総合政策課長） こちらは、令和3年度に後期基本計画の見直しのほうを実施する予定になっておりますので、その前段として基本構想について見直しを行うものでございます。特に基本構想の中の第3章の土地利用構想について、今現在北鴻巣エリアにおいて道の駅、それから産業団地の整備に向けた準備が進んでおりますので、そういった進捗状況を見ながら、必要な修正を行うことを検討していきたいというふうに考えています。

（坂本（晃）） この北鴻巣エリアの土地利用構想については、前に一般質問で出していただきましたけれども、そのときの答弁ではゾーンからゾーンへ移動だから、変更ではないよという答弁を頂いた。それで、こういう手続は必要ないのだという答弁を頂いているのです。でも、今回はそれも含めてやるということですよ。

（総合政策課長） 箕田の産業団地もそうですけれども、道の駅についてもまだ整備計画が策定中ですので、どういった修正をかけるかというのはまだ現時点では方向性のほう出ていませんけれども、そういった部分も含めてどういった形でこの土地利用構想をつくっていくかというのは、来年度検討を進めていきたいというふうに思っています。

（坂本（晃）） この間幾らか調整のために話合いしたときに、その事業のほうの進捗状況によってこれも変わってくるのだということだったのだけれども、3年度のうちに見直しということが決定するのだよね。そ

うですよね。令和3年度のうちに新しい後期計画ができて、それを議会承認していくということだよ。それは、3月の議会の予定なのかな。基本構想の部分だけを見直しするということだよ。それは、予定だと来年の3月の議会ぐらいで決定するということによろしいですか。

（総合政策課長）基本構想の見直しについては、議決案件となりますので、時期については3月の定例会でご審議いただきたいというふうに考えています。

（坂本（晃））もしその3月までにある程度の方向性ができなかつたと、今言った事業の進捗によってやったほうがいいのか、まだ止めていたほうがいいのかという判断をするわけだけれども、それを過ぎた段階でもし決定してくれるようなことになると、3月以降になったときにはどういふふうになるのだろうか。

（総合政策課長）後期基本計画のほうが4年度からということで、3年度に策定いたしますので、もし状況が確定できない場合は、3年度に合わせて検討するような形を取っていきたいと思います。

（坂本（晃））今までにこういう振興計画途中で、要するに基本構想みたいなような、変更したことあるのかな。

（市長政策室副室長）（齊藤）前回の赤見台近隣公園を総合病院に誘致というときに、近隣公園を医療福祉ゾーン……

（ゾーンに入ったということだよねの声あり）

（市長政策室副室長）（齊藤）ゾーンを変更して土地利用構想を変更かけた経緯はございます。

（坂本（晃））そのとき議会承認受けているのだけ。したのだけ。

（市長政策室副室長）（齊藤）議決いただいております。

（坂本（晃））ということは、今言ったとおりゾーンからゾーンの変更だったよね。それは議会承認しているのだよ。ということは、今回も、本来ならばゾーンからゾーンの変更なのだから、正式に手続をするべきなのだよ。と思うのだよ。それが必要なのだよ。だから、今回はきちんとやっぱりやってもらいたい。反対ではないのだよ。変えるのは反対で

はないのだけれども、手続をきちんとしていないとその先行って国交省や何か関わるときに、ここでいいのですかということになってしまうのだよ。やっぱりそれを避けるためには、分かった時点でどんどん変えていくと。また駄目ならまた変えればいいのだから。そういう手続もきちんとやっていくということを約束していただければそれでいいと思うのだけれども。

（市長政策室副室長）（齊藤）道の駅の場所がはっきり確定していなかった、今まで確定していなかった、最近お示しした状況もありますので、その道の駅の部分、あと産業団地の部分等を先ほど課長が申し上げたとおり、含めて土地利用構想についてはこの後、審議会の委員さんの公募から始まりまして審議会を開催してという、ある程度の時間をかけまして、予定ですと来年の3月の議決、議会に諮って議決を頂きたいというスケジュールで考えております。

（坂本（晃））基本計画土地利用構想の中に、要するに今までの予定していたのは消防署の裏のところの三角のところのところにやりますよというふうにゾーン決めしていたのだ。その中に道の駅という言葉まで入っていた。そのエリア、このゾーンは道の駅をここへ造りますよってあったのだよ。それをこれは個人的なところだけれども、市長と話ししたら私はそういうことを言っていないよと言われてたことはあるのだよ。そこをやれって言っていないって。だけれども、基本計画の中にそれ入っているのだよね。それを今まで決まっていなかったというのはおかしいのだよ。予定はここへしていたのだと。だけれども、こっちになるのですよというふうにきちんとそれが認めないと、これはやっぱりまた変なふうになってしまうのだよ。

（何事か声あり）

（坂本（晃））そうだよ。だから、それはきちんと、変更するのは悪いことではないのだから、ここだったけれども、変更しますということで、そういうことをきちんとやっていかないと駄目だと思う。

（市長政策室副室長）（齊藤）次のといたしますか、今度の見直しの中できちっとゾーンを位置づけていきたいというふうに思っております。た

だ、ちょっとここは物の解釈の話になりまして、ピンクのゾーンにつきましては文言で言いますと、道の駅を中心とする都市と農地の調和を生み出す交流産業拠点の形成を図りますという、ちょっと曖昧な言い方だったので、前の位置といたしますか、ピンクのゾーンの、それはちょっと解釈の違いになりますので、ちょっとその部分はともかくとして、次の見直し的时候はきちっと色づけられるような形で検討してまいりたいと思います。

（坂本（晃））前の我々がもらっている、要するに道の駅整備のことに關しては、基本構想の中で平成31年にオープンするって書いてあったのだよ。それを事業を取り上げてくるわけだったのだよ。ところが、何だか分からないけれども、今回もらった基本計画は、31年の3月にももらった基本計画は令和8年にオープンって言っているのだ。随分遅れたのだ、11年かかるのだと。だから、それだけの時間、変だろけれども、でもそういう中で順調にいけば31年にはオープンする、当然それまでにいろんなこと、事業をやってきたわけだよ。その中で手続ができていなかったということになってしまうのだよ。そのところ。だから、やっぱり隠したり、そういうのは駄目。きちんと気がついたらすぐそこで直していく。何回もいろんなことを言われていると思うのだよ。それはきちんと守ってほしいなというのが私の希望です。ぜひこれからはそういうきちんとやっていくようにお願いします。

（市長政策室副室長）（齊藤）いろいろな計画があろうかと思しますので、その計画ははっきりした段階で速やかに変更したいというふうに考えております。

（中野）それでは、今回コロナウイルスの関係で、こういう事前の通告制があったので、一人30分と言われているのですが、かなり絞ってやりたいと思うのですが、まず20ページの債務負担行為の中で、総括的に聞きたいことが1点あるので。それは、1つの債務負担行為を除くと全てが2年度から7年度まで、6年間の債務負担行為なのですよ。1つだけが5年というのがあるのだ。令和5年までというのがあるのですけれども、あるいは借入期間満了というのがあるのですが、多くは令和7年度。これ

はどういう意味なのか。6年もこの債務負担行為にするという。事業の進捗状況によるけれども、どういふ。これは、総括的に債務負担行為についてお聞きしたいと。

(情報システム課長) 情報システム課のほうで債務負担を幾つか上げさせていただいておるのですが、事業のスタートが令和3年1月からシステム関係の改修がスタートする関係でこのような期間となっております。

(財政課長) 債務負担行為の年数について、私のほうからちょっと説明させていただきます。

債務負担行為、こちら7年までやっているものに関しておおよそシステムの改修になります。債務負担行為を2年から実施しているものは、調達のために入札行為をさせていただくために2年から設定させていただきまして、2年は実質ゼロ円のものとなっております。調達をさせていただきまして、令和3年度から3年、4年、5年、6年、7年の5か年間で債務負担の実質の支出をしていくというような流れのものが大半となっております。

以上です。

(中野) 事業内容によって5年間もかかるということが、私もちょっと意に介せない部分があるのですが、その辺が一律的に5年なんていうのはどういふ根拠から来ているのかという。

(財政課長) すみません、説明が足りませんでした。申し訳ありませんでした。使用料とかリース料とか、そういったものも含んだ債務負担の5か年の設定というふうになっております。

以上です。

(中野) それでは、行為についてちょっと幾つかお聞きしたいのですが、まず人事給与というのあったのですが、これは分かりましたのでいいです。それから、業務管理契約事務システム、これもいいです。聞きたいのは、まずはクラウド型ペーパーレス会議、これについてさっき説明ありました。私、理解し難かったのだけれども、今議会の中ではペーパーレス化で、私が持っているタブレット等を使ってペーパーレス化をやる

うなんていう検討を議会内でやっているのですね。しかし、執行部と同様にやらなければ私はできるわけないと思っているのです。予算書見たって、決算書見たって、そこに入れるのだったら執行部がうんと言わなければできっこないのだから。その事業と、今議会で検討している事業と今ここで言うクラウド型ペーパーレス会議システム、これなんかは全く違うものであるというふうに理解できるのですけれども、それでいいのかどうか。

（情報システム課長）今回債務負担行為でお願いしていますクラウド型ペーパーレス会議システムにつきましては、今年度の10月からスタンドアローン式のペーパーレス会議システムのほうを一部スタートさせていただいております。これにつきましては、狭い会議室等で利用できるシステムで、タブレットに関しても貸出しをするような形で運用しております。今回お願いしておりますクラウド型につきましては、タブレット自体を職員のほうに貸与、貸出しする形になります。運用につきましては、スタンドアローンと大して大差はないのですが、ただスタンドアローン版との違いは電子データの保存先がインターネット上のクラウドサーバーにあるというだけで、運用につきましては今までとは大差ないと考えております。こちらにつきましては、配付につきましては各課長さん以上の職の方にお配りさせていただきまして、運用のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

（中野）はい、了解です。

その次、公共施設のWi-Fi、先ほど潮田委員のほうからも同じようなことがありました。これは、説明の中で19か所という、先ほど答弁の中にもそういう答弁ありましたが、19か所ということであります。今債務負担行為で質問しているのですが、歳出面で言えば103ページがそれに当たるわけでありましたが、この辺について、例えば私は前から公民館にWi-Fi入れろ、入れろということを質問でもやってきました。それは、やはり私なんかパソコンを高齢者に教えているのですけれども、Wi-Fiがないと実際もう今の10、ウインドウズ10は全てネットで取らないと画

像でも何でも取れないのですよね。そんなので、絶対にWi-Fiは必要だということをこれまで主張してきたわけですが、この19施設の中で両支所並びに公民館入るということなのですが、これについてまず聞きたいのは、先ほど言った5年間ということなのですが、実際供用開始ができるのはいつ頃なのか。それと、もう一つは、利用者は当然無料でWi-Fiを使えるというふうに私は理解しているのですが、それでいいのか、これについて伺っておきたい。

(情報システム課長) Wi-Fiにつきましては、委員さんのご指摘のとおり新館、本庁舎、吹上、川里の両支所、あと福祉避難所に指定されています市内の公民館8か所、あとコミュニティセンター3か所のほか、クレアこうのす、総合体育館、コスモスアリーナ、あと花久の里、合計19施設をWi-Fiの整備をする予定で考えております。運用の開始の時期なのですが、令和3年1月稼働を予定しております。本来でしたらば、せっかく予算つけていただいて、防災等で使いたいのはやまやまなのですが、今年はオリンピックの関係でNTTであったりとか、auであったりとか、ソフトバンクさんのほうがもう6月、7月、8月はとてもではないけれども、工事できないということで、9月以降からの作業になりますので、スタートにつきましては早くても令和3年の1月という形でスケジュールのほうを組んでおります。

また、Wi-Fiの利用につきましては、当然無料で使っていただく形になるのですが、セキュリティーの関係もございまして、ログインしたときのログのデータであったりとか、ショートメールの認証を受けてもらったりとか、何かしらのセキュリティーをかけていきたいと考えております。また、市のPR動画的なものも商業ではないですが、5秒、10秒のものが流せばいいかなというふうには考えております。

以上でございます。

(中野) では次に、通告の中で特にまだ聞かなければいけないのは、私は地方債で通告をしているのです。鎌塚保育所の事業のこれ分かりました。空調をやるというので。ですから、これは質疑しません。問題は、

コウノトリの飼育施設の建設事業債、1億1,670万が入っております。地方債ね。今回飼育施設ということで2億7,100万ですか、しておりますが、この中で少なくともコウノトリの里づくりの基金は、私が現在つかんでいる数字が30年度末残高なのですけれども、1億1,207万4,701円なのです。30年度末ね。決算年度中の増減がその中に1,700万。これは、要するにご存じのようにコウノトリの里づくりは、合併振興基金から毎年1,000万ずつ入れているわけよ。ふるさと納税で700万程度入れていると。したがって、決算中増減が1,700万あるというのは理解できるのです。それは、収入はそれだから。

ところが、支出で少なくとも現在30年度末で1億1,200万あるのに、なぜ今回施設整備のときに基金の引き落としが、基金からのが四百幾らだったかなちょっとね。地方債が1億1,670万。これ私は何のためこれまでコウノトリをやる、やると言って積み立ててきたのか。1億1,200万も現在あるのに。借金を何でこんな1億1,600万もしなければいけないのか、そこが私は理解できないので、この点についてご答弁いただきたいと思えます。

（財政課長） それでは、地方債のコウノトリの飼育施設建設事業に關しまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、我々財政課のほうでお答えできるものとしたしますと、歳出の事業に対してまず適債かどうかという判断をさせていただきまして、適債であればどの地方債が活用できるかということをお判断させていただいております。歳出事業につきましては、それぞれの委員会へ付託されている案件となりますから、財政課でお答えさせていただくものとしたしますと、対象事業費と地方債のメニューとかというものが大前提にはなります。対象事業としたしますと、飼育施設の建設工事、約2億5,900万円、そこに地方創生拠点整備交付金、これが1億3,000万円弱入ります。それを控除させていただきまして、一般補助施設整備等事業債というものを今回活用させていただくのですけれども、こちらのほうを活用させていただいたものが1億1,670万円という形で、補助裏債ということで、交付税措置のある有利な地方債がありますので、そちらのほうを活用させていただ

ております。

(中野) 財政のほうでそういう答弁あったけれども、財政として当然コウノトリの里づくりの事業基金が1億1,200万あるということを十分承知しているのですよ。当然財政課だから。そのときにそういう1億1,600万の借金、地方債を認めるということは、これ借金だから、返さなければならない。ということになると、やっぱり少なくとも財政上の問題としてそれだけの積立てがあるのだから、そっちのほうをやってくださいということを財政課として言えなくはないと思うのですよ。やっぱりいかに市民の、いわば税金を含めて効率的に使うかといったとき、では何で今まで積んできたのだと、それがあつのに担当課の部署からこういうふうには1億1,600万も借金が認められる、あるいは財政課もそれは有利だと言うけれども、返すのですよ。ならば、自分の手持ち資金でやるのがいいのではないですか。どうしてそういう判断を下ったのか、担当課として、財政課として。

(財政課長) 中野委員さんのご指摘いただきました件についてなのですが、コウノトリの里づくり基金、こちらに関しましては我々財政課とするとソフト事業、啓発活動に使っていくために今繰入れを、コウノトリの里づくり基金から四百何十万とか、そういったものについて使わせていただいています。今後も啓発事業とかは続いていたりとかすることから、こちらのコウノトリの里づくり基金に関しましては、実質ソフト事業に使っていくものに積み立てているという判断をさせていただきまして、建設事業のほうには適債のものがありましたので、こちらを活用させていただいたというふうに理解をしております。

(中野) それでは、今後この積立金について、ソフト事業に限定することになれば、今後ですよ、用途として、ソフト事業に限定することになれば、今後ソフト事業としてどんなことが財政課として考えられているのですか。財政課としてですよ。例えば維持管理なんていうのはソフトではないですか。維持管理。そうすると、維持管理がソフトということになれば、本会議でもやったけれども、年間これからの話で飼うと、飼育すると1,500万から2,000万年間かかるのですよ。では、

これ環境経済部長は、いや、一般会計でこれからは入れますという答弁あったのだから。そうすると、ソフト事業に使うということになるとまた話が違ってくると思うのだよ。ソフト事業で使うのだったら、少なくとも1億1,200万あれば、極端な話、年間2,000万でも6年間もつのだよね、積立金だけで。そして、一般財源の支出を極力抑えていくというようなことが私は必要だと思っている。何のための積立金なのだというようなことについて財政課としてどう考えるか。

(財政課長) 基金残高につきましては、中野委員ご指摘のとおり、飼育のための維持管理のものにも充てていくべきかなとは財政課では思っております。ですので、環境経済部と今後令和3年度以降の予算について、予算を組む中で基金の活用に関しても協議をしていきたいとは考えております。

以上です。

(中野) では、次行きます。

今回会計課からこれの資料を見やすく頂いたのですが、その中でちょっと1点だけ伺いたい。やっぱりこれもコウノトリの里づくりの基金利子なのです。24万7,000円なのです。これがさっき言ったように原資としては1億円以上あるわけです。24万7,000円の金利なのです。ところが、一方一番大きい合併振興基金、これ29億4,000万というのが令和2年度末の数字。30年度では30億あるのですよ。30年度期末でね。合併振興基金。そうすると、この合併振興基金の金利を見ると、544万6,000円なのです。そうすると、この比較をすると、コウノトリの里づくりの利子が少ないように思える。合併振興基金の元金と、それからコウノトリの里づくりの元金を比較したときに、利息が低いような気がするのだけれども、その点について伺います。

(会計課長) それでは、利息の割合についてお答えいたします。

先ほど中野委員さんのほうから30年度末の合併振興基金の残高を30億円ぐらいと予測されていたかと思えます。今回会計課で今度の令和2年の予算編成のために使った資料で計算いたしますと、先ほど委員さんがおっしゃったとおり各基金、全ての基金を元本を案分しております。案分

割合は、小数点のほうをかなり細かいところまで割り出しておりますので、きっちりとした数字にはなりません。会計課でこの予算を出すときの案分としましては、合併振興基金は全体の28.34%という形を取っております。そのために、予算では544万6,000円、コウノトリ基金につきましては、1.28%という形で全体から割り出しております。24万7,000円という形になりました。予算を出す時点が令和1年9月の9日時点で令和元年度末の残高を予測した数字でやっておりますので、多少のずれが出てくるかと思えます。

以上です。

(中野) 分かりました。案分でやっているということですよ。

次に行きます。次に、これもどなたか質問したかな、99ページの鴻巣地区複合施設、私これ見たときてっきり例の児童館だとか……

(中央公民館の声あり)

(中野) 中央公民館とか、あの辺だとばかり思っていたわけ。そしたら説明聞いたら、第二庁舎の活用ということなのですが、それにここに今言ったように約700万ということなのですが、これ第二庁舎の活用というのは何か目的を持って検討に入るのか、活用について何か目的を持ってこれにしたいとか、あれにしたいとかいうものを持った上で検討に入るのか、全く何するか今のところ決まっていないと、ただ活用について考えていくのだということなのか、それはどうなのですか。

(総合政策課長) こちらの鴻巣地区の複合施設につきましては、中央公民館の再編の研究事業を引き継ぎまして、業務委託としては全く別の箇所ですので、別で実施しますが、エリアとしては中央公民館のエリアも含めた、直線550メートルぐらいなのなのですが、そういった範囲の施設として検討を進めていきたいというふうに考えています。

(中野) 今総合政策課長あったけれども、具体的に第二庁舎を何に使おうとしているかというのはまだ全くないのですか。一旦集まって検討するというけれども、第二庁舎をわざわざ入れたということは、ここに加えたということは、第二庁舎が何に使いたいというものがあってだと思えるので、それが無いのにあえて直線500メートルだからといって入れると

いうこと自体理解できない。

（総合政策課長）中央公民館エリアの再編を引き継ぐという考えを持っておりますので、基本的には公民館の機能とか児童センターの機能、そういったものを兼ね備えた施設にしていきたいというふうに思っています。

（中野）はい、了解。

その次、これ最後になると思いますが、今日職員課のほうから配られました。最初に聞きたいのは、会計年度任用職員、ページ数81ページに出ていますが、これが2,391万2,000円であります。これについては、前からも私聞いているのですが、再度確認したいのですが、何名分なのか。

（総務部参事兼職員課長）今年度の予算につきましては、職員課で育休、病休ですとか、こういった部分も含めて25人分を想定しております。

（中野）私の記憶違いだったら申し訳ないのだけれども、この会計年度任用職員についてはこれまで一般質問で何回も繰り返し聞きました。こんな少ない人数ではないですよ、当時答弁であったのは。今23人って聞いて、これは何なのだというふうに思ったのですけれども。

（総務部参事兼職員課長）今お答えしたのは職員課で所管しております会計年度任用職員と雇用事業という形で雇用をしている者についてが25名分ということでお答えをさせていただいているところでございます。

（中野）それでは、会計年度任用職員、総勢の人員費はどのぐらいかかるのですか。

（総務部参事兼職員課長）お待たせしました。一般会計の給与費明細のところの401ページに記載がございます。

（401ページの声あり）

（総務部参事兼職員課長）401ページでございます。401ページの会計年度任用職員ということが今年度初めて給与費明細がここ追加になりました、6億5,551万8,000円というのが一般会計での費用となります。

以上でございます。

(何事か声あり)

(総務部参事兼職員課長) 申し訳ありません。それから、人数ということでお問合せございましたので、こちら延べ人数になるのですが、積算上の延べ人数ですと763人。

(これが760、延べかの声あり)

(総務部参事兼職員課長) はい。ですが、実際の任用の人数と、そして想定されるのは520人から30人程度というふうに考えております。

以上でございます。

(中野) そうすると、今日頂いたこの資料で、これも確認ですが、総トータルで特別会計の職員を含めてですよ、59億8,000万出ていますね。そうすると、これに今言った6億5,500万を足すということによって、鴻巣市としての人件費、任期付もここに入っていますので、それを足したことが総人件費というふうに理解していいのかどうか。

(総務部参事兼職員課長) 委員ご指摘のとおり、こちらの分と会計年度の分を足した数字になります。

以上でございます。

(中野) では、最後にします。この表の中で特に私が気になったのが、時間外勤務手当が元年度当初と2年度当初が同じく1億だよ。ところが、説明の中でこのほかに各課のやつがあったでしょう。そうすると、もう一度確認なのだけれども、各課というやつはこれまでもこの時間外の中には各課のやつは含まれていなかったのですか。

(総務部参事兼職員課長) そちらにつきましては、この表で提示をさせていただいている中では含まれておりませんでした。昨年度についても中野委員さんのほうから決算のときにご指摘を頂いて、その数字も話をしてくれと、きちんと説明ということで今回お話をさせていただいているところでございます。どうしてここに含まれないかといいますと、補助等の対象になっているというところがございますので、各課の、各課のほうでのそこは実質的な管理を行っていただいているような形になっております。

以上でございます。

(中野) それは分かりました。であれば、ちょっとここでもう一回聞きたいのは、元年度と、それから2年度のほうが同じ金額というのはちょっと私なぜかなと思ったのだけれども、このように元年度は選挙イヤーだったのです。そうすると、選挙イヤーですから、そうなるとう当然時間外手当が増えるわけだよね。今回2年度については、当初考えられるのはひょっとしたら総選挙あるだろうというようなことが考えられますけれども、それ以外選挙という選挙はないと私は思っているのです。2億ある当初予算で同じ金額ということについては、これはどういうことなのかということをお聞きします。

(総務部参事兼職員課長) 一般会計での通常での部分については、1億円と1億円という形で変わりはない部分でございます。昨年度につきましては、選挙等がございましたので、昨年度の時間外勤務手当の当初予算の総額は1億4,700万円、今年度については先ほど申し上げた他課分も含めて1億586万5,000円ということで、約4,200万円程度総額としては減らした時間外勤務手当として管理をいたしていきたいと考えております。

以上でございます。

(中野) ということは、当初予算は同じだけれども、実際元年度、1億四千何がかかっていると。したがって、今回はそれに実質4,000万ぐらい他課の分を入れて減しているというふうな理解というふうに今の答弁は取りましたけれども、それでよろしいですね。

(総務部参事兼職員課長) はい、そのとおりでございます。

(竹田) すみません。まず、歳入のほうで、合併の何を使うのというのを通告しておいたら、本会議で他の議員がやりましたので、合併特例債を活用した事業を行うことによって今後の償還計画、後ろのところにはいろいろ出てきて、後ろと言ってしまうのですけれども、最後所管額が440億円くらいになるのですけれども、ちょっと償還計画の見通しについてお尋ねします。

(財政課長) 委員さんのご指摘の今後の償還費の見通しということによろしいのかと思いますが、公債費につきましてですけれども、現段階で

の見通しということで前提になりますけれども、現在平成30年度から令和4年度までが5か年が公債費のピークとして普通会計ベースになりますけれども、48億円から49億円の中で推移するというふうに見込んでおります。その後ですけれども、だんだん下降傾向になりまして、約45億円とか約43億円と減少傾向になるものと見込んでおります。

以上です。

(竹田) はい、分かりました。そういう中で、今回減債基金も入れているのですけれども、令和4年までが48億円くらいということは、減債基金の活用の見通しというのはそこら辺ではどうなっていくのでしょうか。

(財政課長) 過去の答弁とかでもご説明させていただいたと思っておりますけれども、この公債費のピークの期間に年間3億円程度ずつ繰入れをして、公債費の一般財源の支出を抑制していきたいということで過去からもずっと答弁をさせていただいておりますので、我々としては公債費のピーク期間に関しましては3億円ずつ、その後に関しましては若干残が出るとは思っておりますので、その後はまたその段階でどのぐらいまで入れたほうがいいのかとか、そのままにしておくのかということは検討していきたいと思っております。

以上です。

(竹田) 続いて、昨年10月から消費税が8%から10%になって、新年度は丸々10%物品費などにかかってくると思うのですが、その消費税の増税額分での差額がどのくらいになっていくのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

(財政課長) 消費税8%から10%になったことによって、本市が歳出予算に対する影響はどのようなものかということでお答えをさせていただきます。

これ昨年も3月の一般質問で中野委員さんからありました。その中で、理論値としてという形で、今回も同じ理論値としてご説明をさせていただきますけれども、普通人件費、物件費、維持補修費、その合計が約108億2,000万円となっております。そのことから、引上げの分の税率で割り返してという形を取りますと、引上げ前の支出総額が約106億円と見

込まれます。ですので、その影響額につきましては、差額となります2億2,000万円と見込んでおります。

以上です。

(竹田) そのほかにいろいろ委託していると委託費の中にもそういう部分が出てくると思うのですけれども、ちょっと確認しますが、委託するに当たって一昨日の本会議で私質問させていただいた保育ステーションの中の委託費の中には主には車代と、あと人件費と、あと事務費なのですけれども、それらを全てトータルしたお金に2,500億円くらいかな、そのプラス10%を掛ける委託になっているのですけれども、人件費というのはそもそも消費税の増税の課税対象ではないというふうに思うのですが、委託に限っては違うのですか。ここを確認します。

(財政課長) 委託費に関しましては、性質にもよりますけれども、我々のほうで捉えているものとしますと、設計委託とか、そういったものは普通建設事業費という先ほど説明したもの、それと通常の施設の維持管理とかに関しましては物件費という形のもので扱っております。ですので、私のほうで先ほど申し上げました普通建設事業費、物件費という中に委託は入りますので、そちらのほうで消費税の影響を受けるというもので見込んで、先ほどの理論値で説明をさせていただきました。ですので、性質別予算という中の市のほうが直接会計年度任用職員さんに払ったりする人件費というものに関しては、消費税の影響を受けないのですけれども、物件費というものの分類で入れさせていただきますと、消費税の増税の影響を受ける対象の費用額としてちょっと見込ませていただきました。

(竹田) 会計の物の考え方として、確かに委託で物件費みたいになるのですけれども、人件費というのは、人件費の部分に10%を掛けてしまつたら委託を受けた者は消費税分をあなた様に給料で10%上乘せして差し上げますよというふうには基本的にならないと思うのです。だから、そういう点からいうと、委託を受ける企業にとれば、事業者にとれば、変な言い方ですけれども、余分に頂く形になるのではないかというふうに私は思うのですが、その辺は会計上はどうなのでしょう。

(財政課長) あくまでもそれぞれの担当部署において委託業者と見積徴取をさせていただきまして、適正と思うものを予算要求していただいていると思っておりますので、その部分は担当部署のほうである程度精査をいただいて、予算要求をしていただいているというところで、我々のほうは考えております。

以上です。

(竹田) はい、分かりました。それは担当の部署の意向によるということですが、ではそういうふうにすると二重に人件費の分を、いわゆる委託事業者にトータルで例えば保育ステーションなら2,500万円くらいあって、その2,500万円の1割分を上乗せしたトータルで委託費に出すと、だけれども人件費分は消費税の対象ではないというふうになると、そういう物の考え方でいくということになると、予算編成に対する指針というのはどうなっているのか。予算編成に対する指針の部分というのは情報公開の対象になるのかどうか。後で頂きたいと思うのですが、それがよろしいかどうか。頂きたいということ。情報公開の対象になるかどうかというので、ここを確認したいと思います。

(財政課長) 予算編成方針ということではよろしいのでしょうか。予算編成方針に関しましては、公開文書ということになっておりますので、情報公開の請求を頂ければこちらのほうで対応させていただきたいと思えます。

以上です。

(竹田) 続いて、職員の定数条例に基づく配置状況について……

(委員長) ページ数から言ってください。

(竹田) 通告してあるのです。職員の、私の歳出のところが一番、職員というので、職員人件費説明対象のところ丸がついていて、その質疑予定のところ丸がついている。ページ数がないのです。だから、全体に関わる職員の、歳出のところの最後のところにも、竹田は職員の定数に基づく数字を教えてくださいって申し上げますから。

(委員長) 進めてください。質問しないと。

(竹田) 私、今質問したでしょう。そしたら……何ページだって聞いた

から、私はこういうふうに答えたの。職員の定数条例に基づく配置を教えてくださいって言っている。

(委員長) もう一回質問して。

(竹田) では、鴻巣市職員の定数に関する条例に基づく配置になっている人。新年度は難しいでしょうけれども、その人数、実際の配置になっている人数を教えてください。

(総務部参事兼職員課長) それでは、お答えいたします。

定数条例上の今の職員数ということですが、市長部局については583人、議会事務局部局につきましては6名、選挙管理委員会事務局につきましては14人、うち併任が11人でございます。監査委員事務局につきましては3人、教育委員会事務局につきましては70人、農業委員会事務局につきましては4人、うち1人が併任でございます。水道事業事務局につきましては19人ということで定数が設定をされております。

以上でございます。

(竹田) 市長部局の定数は595人ですけれども、583人と12人不足していて、議会事務局も定数が7人ですから6人と、あと教育委員会の事務局部局も80人ですけれども、実際70人と。それからあと、水道事業の職員23人ですけれども、19人と。トータルやると、単純に計算すると27人ちょっと不足というか、定数のとおりに配置になっていないということで、非常に職員の皆さんもハードに仕事を頑張らせていただいているというのは分かるのですが、これらについて本当に大変な状況で、かつあるわけで、そういう点では今後のちょっと退職する人数と、それから新たにこうした、上限とするとしながらも、27人も少ないというのはちょっとどうかというふうに感じるものですから、実際に退職する職員と、それから新たに新規採用する職員の数をちょっと伺っておきます。

(総務部参事兼職員課長)今年度4月の……すみません。今年の3月31日の部分なのですけれども、3月31日に退職する職員数については、今年度は23名ということで、採用については26名の予定でございますので、4月1日現在の計算をしますと今年度694人に対して697名ということで、プラス3人で来年4月1日はスタートするというふうに考えており

ます。

（竹田）なかなか抜本的に、本当は定数どおりにやっていただくのが、職員がいざというときに大変な思いをして、また今回非常に思うのは、公民館の公共施設の予約システムとコロナ対策とか、いろいろな部分が重なって、出先を本当にてんやわんやしながらやっている。災害のときもそうでしたよね。台風19号のときにも体を壊したりとかしている職員がいるということは、やはり地方自治体のやり方としてぜひ職員課の方たちを中心に職員の健康管理の問題には頑張っていたいただきたいのですが、早めに帰りましょうって呼びかけている職員課が最後までいたとかいうこともありますので、ぜひ健康には気をつけてやっていただきたいのですが、これは任用の問題ですので、これで終わりにしておきます。続いて、99ページのほかの委員の皆さんも質疑していました賑わい創出交流拠点事業、どこにもぎわいが必要だということで、道の駅でもにぎわいが必要だということと、私、鴻巣地区の複合施設との関連でいってもここにもにぎわいが必要だと、だけれども採算が取れないので、中央公民館エリアではやらないというふうな状況になってくる中で、また新たにいわゆる信用金庫のところのにぎわいをやると分散してしまっ、にぎわっていかないのではないかという懸念があって、ましてや駅前再開発の新たにできたテナントにも今空きテナントになっていると。一番にぎわうべき駅前がにぎわいではなくてという点では、ちょっとこの見通し、本当ににぎわいが創出できるという根拠についてお示しいただきたいと。

（総合政策課長）信用金庫跡につきましては、先ほども答弁のほうあったのですけれども、市民アンケートの結果等からも市役所周辺のエリアについて、カフェ等の飲食について市民の要望があるということと、また1日当たり免許センターだと2,000人以上の方が埼玉県内から来る。そのほか文化センター、陸上競技場などに対して市内外の方が来ると、来訪者がいるということで、にぎわいの創出拠点、食と健康ということをテーマとして実施を進めているのですけれども、そういった部分ではあそこの場所というのは最適な立地条件であると、立地環境にあるという

ふうに判断をしています。

（竹田）立地条件はあったとしても、駅前が一番立地条件あるのですよね。だけれども、ああいう状況だというのは、私は一つ最後ここの部分では警告というか、しておきたいというふうに思います。

それと、ここの賑わい創出、先ほどどういうふうに事業は進めるのだというふうなところで、ちょっとある方に聞いたら、もう入りたいという事業者がいて、あそこに入る予定の人がいるのだよというふうな話をちょっと聞いたのですけれども、そういう事実というのはあるのでしょうか。

（総合政策課長）事業者については、公募で行う予定ですので、どこかの事業者ということで決めてスタートしているわけではありません。ただ、業務委託の中で幾つかの事業者に対してはヒアリングというものを実施しております。

（竹田）分かりました。一番は公平、公正であるということをお願いしてこの質問を終わりますが、続いて先ほど中野委員も質問をした、ここの部分ではこの間公共施設等の中央公民館エリアのシンポジウムがありましたよね。その中で、りそな銀行の方がパネリストになっていて、採算が取れないと私たちは出ませんというふうな話もされたりとかしていくわけで、そういう点ではPFIとか何かのを活用した事業をしていく上で、ここの部分というのは採算というか、部分での可能性というのはあるのでしょうか。ちょっと前回やって多額のお金かけたけれども、結局あそこは来ないのではないかとというふうになってしまうと、いろんなものをつくって委託はしたけれども、駄目でしたということになると結局、申し訳ない、表現が悪いかもしれないけれども、効率的な使用ではなかったというふうにちょっと思うものですから、その点を確認しておきます。

（総合政策課長）現在の中央公民館エリアで業務委託のほうを実施しておりますけれども、やはり立地条件が一番ネックになっておりまして、主に車でのアクセス性がよくないということから、商業系のテナントの誘致は困難であるというような報告を業務委託のほうで受けております。そういった中で、中央公民館エリアと比較して、第二庁舎について

は車でのアクセス性に優れている、それから都市公園と一体となった活用も考えられる、そういったことが民間事業者の参入の可能性が現在の中央公民館エリアよりは期待されるのではないかとということで、新たに業務委託、民間活力の活用の業務委託を実施して、最終的にどういった方向性にするかというのを判断していきたいというふうに思います。

（竹田）ということは、この中の活用事業の中にはサウンディング調査なども含まれておられるのかどうか、ちょっと確認をします。

（総合政策課長）含まれております。本年度と同じような内容の業務委託になります。

（竹田）すみません、ちょっと戻って申し訳ないです。95ページで、総合教育会議、先ほどの坂本委員が質問をしました。連絡調整みたいな会議だということで副室長さんが答えたのですけれども、本当にそれでいいのですか。確認します。

（市長政策室副室長）（齊藤）総合教育会議、これ全国でやられていますけれども、その設置目的、この教育会議の設置目的はそのような状況になっていますので、あくまでもこれ市長部局が開催する会議です。教育委員会部局ではなくて、市長部局が開催する会議との位置づけておりますので、あくまでも教育委員会がどういうことをやっているのかという情報を共有する場として意見交換をしている会議となっております。

（竹田）この鴻巣市総合教育会議規程を見ると、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条、第4条1項の規定に基づいて会議を開くということが全ての自治体でこういう組織が持たれていて、ではそのもとの法律を見るとどういうふうに述べているかということ、総合教育会議では地方公共団体の長は大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項について協議並びにこれに関する調整を行うと。協議を行うってはっきり書いているのですよ。だから、お互いに情報共有ではなくて、協議をする場なのです。だから、この分についてはどうしようかということをするのだよってはっきり書いているのが1点目。

それから、今回コロナウイルス対策として、総合教育会議の中には児童生徒等の生命または身体に現に危害が生じ、またはまさに被害が生じる

おそれがあると見込まれる場合の、緊急の場合について講ずべき措置についても総合教育会議ではやりなさいよというふうに書いているのです。ですから、今回一斉休校が国から言われましたけれども、それを一斉休校に鴻巣でやろうかということは、この総合教育会議の中で私は話し合われるべきかなというふうに思うのですけれども、この点はやってあるのかどうか。

この2点を質問します。

（市長政策室副室長）（齊藤）教育大綱というものを定めています。そういう教育大綱を定めるに当たっては、これも市長部局で定めることになっているのですけれども、当然に教育委員会の意見を聞かなくては教育大綱はできませんので、そういう教育大綱とか作成する場合に、教育委員会と当然調整、会議等を行いながら意見交換もちろんしながら、教育大綱というものを作成している。そういう部分において教育委員会と調整を行っている部分であります。

2点目の今回のコロナウイルスの関係で小中学校は休校になっているという部分については、総合教育会議の場ではなくて、緊急を要するものですので、コロナ対策の対策会議、これは教育委員会も含めて全庁的な会議の中で、これはこの間の本会議でも説明しましたけれども、常にといいますか、細かく会議を開催しながら、どのように対策していけばいいかということで検討しているところです。

（竹田）総合教育会議というのは、本来教育委員会というのは独立した機関であるべきなのですけれども、執行部、いわゆる市長部局との協議の場なわけだから、やっぱりそういう点からいうと私は今回一斉休校によって現場が非常に混乱したと、通知表も渡せないままやってしまったという点から見ると、非常にやっぱり教育委員会の意向を尊重するという点では、市長政策室が中心になって進めたけれども、やっぱりもっともっと総合教育会議の中で検討すべきではなかったかというふうにちょっと感じるものですから、あえて言わせていただいたのですけれども、その点はどうなのかということ、協議する場だということはいいですね。お認めになるのですね。そこだけ確認します。

（市長政策室副室長）（齊藤）もちろん協議する場でもありますけれども、根本的には情報を共有する場、意見交換をする場というのが総合教育会議の場であるというふうに考えております。協議をする中では、先ほども申し上げました鴻巣市教育大綱というものがありまして、基本理念の中に潤いと光ある鴻巣教育というところで基本方針が定めてあるのですけれども、こういう部分を作成するに当たっては市長部局のみならず教育委員会と協議をしながら作成するというところがありますので、協議する場としてそういう教育大綱を定めるとか、そういう部分について意見というか、協議をしているという部分に当たるかと思います。

（竹田）それだけ。

坂本委員が質問していた笠原小学校の問題ですけれども、やはりここでも議論をされていて、実は1月10日に教育委員会は、ここにいらっしやらないから議論すると思わないのですけれども、事実だけ述べておきますと、1月10日付で教育委員会は笠原小学校に入学を希望されている保護者の皆さんに、笠原小学校への入学決定通知を出しているのです。その後どこでどういうふうになったかわかりませんが、教育委員会が本当にいいのですねって言ってまた待ったということは、自らの行った行為にまた反するかのような行為をして、この総合教育会議の2月19日のときに笠原小学校新年度入学予定者5名がいるのが現状、そのうち3名が指定校変更の申出がなされていると。指定校変更される児童の通学方法について保護者から要望があることから、どうしましょうかということでも検討していますよということであったのですけれども、その中で今後の学校の規模について教育委員会としてのどういう努力するかということでもやっていきたいというような話をしていたのです。

この会議録の中にはないのですけれども、傍聴していた人から言わせると、笠原小学校の廃校後は民間に任せてもいいのではないかと、民間に何とかしてもいいのではないかとということまで発言していたということが言われて、傍聴した人からはどうなのだというふうに出ているのですけれども、これはこの会議録というものは全て網羅しているのでしょうか、確認します。

(委員長) 竹田委員、今のご質問は総合教育会議の中でそういうことを言ったかということを確認ですか。

(竹田) そうそう。総合教育会議の中で。会議録を見て私質問しているので。

(市長政策室副室長) (齊藤) 会議録お持ちですか。

(そうです。簡単なものですが、一人一人に出ていますの声あり)

(市長政策室副室長) (齊藤) ここでは、先ほど委員がおっしゃられた笠原小の新年度入学対象児童が何人、5名いるけれども、その3名から指定校の変更が出ているとか、通学方法についてということ、学校教育にはある程度の規模が必要だということも含めて、廃校という言葉は出ていなかったと思うのですけれども、学校が仮に適正配置を見直した中で、仮に学校がなくなった場合、その後の跡地利用というのは当然考えてなくてはならないわけですので、その部分について、ちょっと記憶で申し訳ありませんが、そこに民間を入れて何かをしていかなければならないという、その辺は記憶の中にちょっとないのですけれども、当然にもちろんそういう状況になればそのままほっとくわけにいかないですから、何らかの方策を考えていかなければならないというのは当然に皆さん共通の理解だと思っております。

(竹田) ということは、そういう発言をした人がいるという、その表現はちょっと違うかもしれないけれども、そういう発言があったということは事実ですか。そこだけ確認します。

(市長政策室長) 私どもその会議は出席させてもらっているのですけれども、民間という、その辺はちょっと覚えが正直言ってないのです。

(竹田) 最後、同じ95ページで、市民が主役のまちづくり地域懇談会。市民が主役のまちづくりってあえてここに入れるのは何か意味があるのですか。

(市長政策室副室長) (齊藤) まちづくりは行政だけの力で進めるわけにいかないものですから、当然そこに住んでいる地域の皆さんがいろいろな課題とかあるわけですので、そういうところを行政と情報をやはり

同じ共有しながら解決に向けた取り組みをしていくという部分では、市民がやはり地域において主役であるという意味から、そういうネーミングになっているわけでございます。

（竹田）では、ここには誰でも参加できるようなシステムなのでしょうか。何か私がレクチャーしたところでは、自治会長などを中心としたというふうにここでは対象としているというふうに言っているのですけれども。

（市長政策室副室長）（齊藤）自治会長とか、例えば民生委員さんとか、地区の連合会長さんが人選といたしますか、自治会長さんを中心とした中で、ほかの方が必要であれば参加していただいて懇談をするというような場になっております。

（竹田）ここに参加される、ご意見聞くわけですから、ご意見を聞く立場の方はどういう方がご参加いただいているのでしょうか。

（市長政策室副室長）（齊藤）副部長を中心としまして、課長級の職員が6名ぐらいですか、合計で7名ぐらいの職員が出向いていきましてご意見を伺うような、今意見を伺うというよりも、事前にアンケート調査をしていまして、そこで地域の課題を出していただいて、もう事前にその回答をお渡ししているという状況になっている。

（竹田）分かりました。基本が市民が主役だから、あえてここには書かなくて、例えば自治会長の懇談会とかいうふうに書けば分かりやすいのだけれども、何かここだけが市民が主役で、ではというふうにちょっと思うものです、違和感を感じたのです。みんなそうでしょう。みんな市民が主役だと思って仕事をしているわけですね。だから、今後やるときには自治会長との懇談会というふうに具体的にやったほうがいいと思うのです。

それと、あわせて私どももいろんなところに市の皆さんと、職員の皆さんと懇談させていただきませうけれども、課長級ですよ。副部長とか部長さんが出るということほとんどない。ましてや市長さんともお会いしたことないのです。私どももいろんな要望書を出しますけれども、市長さんもなかなかお忙しくていらっしやって、あえていないというふうに見れ

ば、もっと私は市長とか部長とか、そういう人たちがいろんな人たちの話を聞く、そういう姿勢がやはり市民に伝わるような会議の仕方、懇談の仕方というふうにしていくことが非常に大事だと思います。

部長だったらいろんなことをオールマイティーにここはこうなのですよって答えることができるけれども、課長は自分のセクションは話せるけれども、なかなかというふうにあるので、今後そういう市民との懇談するときには副部長さんなり部長さんが対応できるのか。私の一番最初になったときは佐藤市長さんはいろんなところへ出てきてくださっていました。だけれども、市長さんとお会いすることがなかなかないものですから、そういう点では大いに市民の声を聞くということでのそういう市民が主役というところでのもっとアピールというか、向き合う姿勢が持てるかどうか、最後聞いておきます。

（市長政策室副室長）（齊藤）自治会長さんは、自治会長さんだけの意見をその場で述べるわけではなくて、地元の自分の自治会の方にご意見を伺いながら、その意見を持って会議に出ておりますので、そこは市民がやはり主役だというふうに考えております。

2点目に、我々副部長も全員が出ております。もちろん課長級も出ております。そこに行く地域の皆さんと懇談するというのは大変大きな意義があるというふうに思っていて、市民の皆さんからもこうして課長級、管理職の職員が出てきて意見交換できる場は非常に貴重だと、ありがたいという言葉がたくさん頂いておりますので、引き続きこのような場で続けていきたいというふうに考えております。

（委員長）竹田委員、もうそろそろ時間です。

（竹田）ごめんね。今のは大事なことです。だから、それは大いに頑張っていてやっていただきたいというのは本当にお願ひしたい。だけれども、ほかのところ、例えば今度23日に地域労連の人たちが懇談をお願いしている、働く人たちのどこまでの代表になるか分からないけれども、そういうときにも副部長さんなりが出てきていただく、部長さんが出てきていただけないかということの確認です。

（委員長）それ要望ではないですか。

(竹田) 確認です。確認だから、いいのよ。出ますかという確認だから。市民が主役だから。

(市長政策室副室長) (齊藤) ご意見として承ります。

(坂本(国)) 125ページの結婚支援事業についてのみ質問させていただきます。

今までの違いとサポート体制、そういうのがどうなっていくのか教えてください。

(総務部参事兼やさしき支援課長) これまでの婚活こうのすのシステムにつきましても、鴻巣市に関係がある在住、在勤というような狭い範囲での交流というか、出会いの場を設けるしかできなかったのですけれども、今回埼玉県の方のエリアということで埼玉県内にいらっしゃる方との出会いが可能になると。実際的に3,400人を超える方の登録が2月末でありまして、実際に30年の10月立ち上げたサポートセンターなのですけれども、既に39組成婚退会しているというような実績が大変ございます。鴻巣でやっていけば確かに身近なものを受け入れられると思うのですけれども、やはり出会いということ考えると登録価値のほうは高まるのではないのかなと思います。また、県内以外も在勤ということになりますので、東京の都内の方とか、県外の方も登録されている方もいらっしゃいますので、さらに幅広く出会いの場があるのではないかなと思います。

(坂本(国)) 担当課としてのサポート体制とか、宣伝の仕方とか、その辺はどうなるか教えてください。

(総務部参事兼やさしき支援課長) 2月に1回行ったのですけれども、出張登録会という形で登録の場を設けていく予定であります。通常ですと、サポートセンターのほうで浦和と本庄と坂戸、3か所しか登録拠点というか、施設がございませんので、各地、ほかの市役所等でも行っておるのですが、出張登録会ということで、近くで登録できるような場を設けていきたいと思っております。

(坂本(国)) 鴻巣市でそういう事業を引っ張ってくるのか、ここで主催するとか、そういうことってあり得るのでしょうか。

(総務部参事兼やさしさ支援課長)鴻巣市という自治体で考えたときに、そのサポート運営協議会のほうに負担金を払って加入することによって、先ほどもちょっとお答えしましたけれども、個人の登録料が安くなるということのほかにも、企業会員というものも設けておきまして、県内の事業所がやはり会員になって登録しております。その登録事業所が主催でとか、会場を提供してという形での開催はやっておるのですけれども、自治体が主催してとかいう形ではやっているイベントはございませんので、ちょっと難しいかなと思います。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) コウノトリの里づくりで、コウノトリの施設を造るための地方債が組まれていたり、あとマイナンバーカードを使ったいろいろな事業が行われようとしています。また、賑わい創出事業や、また公民館の再編に伴う鴻巣市区の部分でも在り方に疑問がありますので、この部分を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。ないですか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 令和2年度度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告等の作成につきましては、委員長並びに副委員長に一任願いたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

(閉会 午後 4 時 4 2 分)